

厚生文教常任委員会

令和 8 年 6 月 1 9 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和8年6月19日（金） 午前9時31分 開会
午後4時12分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | | |
|-----------|-------|-----|-----|
| 3. 出席した委員 | 委 員 長 | 藤井本 | 浩 |
| | 副委員長 | 杉 本 | 訓 規 |
| | 委 員 | 福 本 | 善 之 |
| | 〃 | 木 村 | 公 |
| | 〃 | 奥 本 | 佳 史 |
| | 〃 | 川 村 | 優 子 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 増 田 順 弘 |
| | 議 員 | 鶴 本 義 明 |
| | 〃 | 梨 本 洪 珪 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 市民生活部長 | 葛 本 章 子 |
| 環境課長 | 西 川 好 彦 |
| 〃 補佐 | 西 井 満 良 |
| 保健福祉部長 | 山 岡 邦 啓 |
| 社会福祉課長 | 能 海 正 男 |
| 社会福祉課主幹 | 田 中 美 菜 |
| こども未来創造部長 | 中 井 智 恵 |
| こども未来課長 | 西 川 修 |
| 〃 補佐 | 瀧 川 沙恵子 |
| 子育て支援課長 | 新 澤 明 子 |
| こども・若者家庭センター所長 | 川 崎 圭 三 |
| 〃 補佐 | 石 岡 千 寿 |
| 教育部長 | 勝 眞 由 美 |

教育部理事	西 川 賢
学校教育課長	栗 原 聡
学校給食センター所長補佐	植 田 直 子
上下水道部長	奥 田 雅 彦
水道課長	松 本 晃

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西 川 勝 也
書 記	神 橋 秀 幸
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 議第44号 葛城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 議第47号 葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例の一部を改正することについて
- 議第48号 葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）住環境の改善に関する事項について
- （2）保育と教育施設に関する事項について
- （3）こども・若者家庭センターに属する事項について
- （4）学校給食に関する事項について
- （5）部活動の地域展開に関する事項について
- （6）葛城市社会福祉協議会に関する事項について

開 会 午前9時31分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

昨日の総務建設常任委員会に続きまして、本日、葛城市では2つあります常任委員会の厚生文教常任委員会を開催をさせてもらったところ、皆さんご参集いただきましてありがとうございます。

まずもって、私自身、おとついの一般質問の日、終わって、自分の一般質問が最終で終わりましたが、その後、带状疱疹のワクチン2回目を打ちまして、昨日から体調が、症状はないんですけど、副反応という、体も純粹やねんなんて思って自分でも思ってるんですけど、純粹に反応して、昨日ちょっと熱が出て、今も若干ですけどそういう体調でございます。昨日昼からそういう意味でゆっくりしてますと、テレビを見てると、日経平均も3万じゃない、7万円か、すごい時代が来たなあというふうに感じてます。それを見ながら、私自身、ゆっくりしてる中で、3万7,000円、8,000円のあのバブルの時代というのを思い出して、バブル崩壊以降、失われた30年と言われてるわけですけども、そこから急速に始まった少子化とか、いろんな問題というのが日本を覆ってるわけです。そういったところを中心に、我々のこの厚生文教常任委員会の話をさせてもらうわけで、葛城市がこれからますます市長の言うように、住みよいまちでありますように、しっかりと審議していただきますことをお願いをいたします。

委員外議員の紹介をいたします。手前から鶴本議員。梨本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯してるのを確認してからご起立いただいて、マイクを近づけ、発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

それと、ここには書いてないんですけども、私が委員長をやっているときにいつも申し上げてるんですけども、いつも理事者の方は丁寧に何々課の名前を言って、何々でございますというのを、最初は言ってもらったらいんですけども、それが繰り返すときがあります。その場合は、2回目、3回目は言ってもらわなくても結構ですので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第44号、葛城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題とします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部の中井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議第44号、葛城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

を制定することについて、説明をさせていただきます。議案書22ページをお願いいたします。

まず、制定の背景についてご説明を申し上げます。保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもの通園を支援する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度につきまして、令和7年3月に、令和7年度中に先行して実施ができるよう認可基準について、認可に必要な要件を定める条例を制定いたしました。このたび、令和7年度までは補助制度でありましたこども誰でも通園制度が、令和8年度より、子ども・子育て支援法の給付制度の対象となりましたことから、さきの認可とは別に、給付費の対象となる事業者としての確認が必要となるため、内閣府で定める基準を引用する形で条例を定めるものでございます。特定乳児等の用語につきましては、特定乳児等通園支援事業の給付制度の対象となる乳幼児を指しております。今回の対象となる子どもは、保護者の就労要件を問わない0歳6か月から満3歳未満の子どもで、保育所や認定こども園等に通園していない子どもとなります。

具体的な内容につきましては、議案書23ページをご覧ください。

第1条では本条例の趣旨、第2条に定義を規定し、第3条で全ての基準を省令の定めるところを引用することと規定しております。第4条では、この条例に定めるもののほか、この条例に関し、必要な事項は市長が別に定めると補完しております。施行期日は公布の日としております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

川村委員。

川村委員 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

こども家庭庁のほうから、こども誰でも通園制度ということで、今、葛城市のその対象になってるという、要するに0歳から保育園にお預けになっていらっしゃる、それで3歳未満という方の対象の人数、もし把握していただいたらお願いしたいのと、それに対する受皿、そういった申入れ、申請、これからですけど、これとは別に子育て支援法の中で、今までよく私が質問してました一時的な預かり、こういったものに対する受入れ、支援の体制というのが保育士さんの関係で非常になかなか難しい状況にあったということで、こういったことは、今、こども誰でも通園制度の中で、こういう保育の要望、ニーズがあったときにどういう対応していくようになるのかというところら辺の支援体制についてお伺いをいたします。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目ご質問いただきました対象人数でございますが、まず、いわゆる未就学児、就学していない子どもさんというのが葛城市内で約2,000人程度おられますが、その中でも今回の対象となってくる子どもの数というのは、そのうち約20%を少し切るぐらいですので、400人弱ぐらいかなというふうに見込んでおります。

まず、それから受皿につきましてでございます。今回この誰でも通園制度を受皿として、民間保育所のほうで手を挙げていただいております。新庄地区のほうでは、華表こども園、當麻地区のほうでは、當麻せいか子ども園のほうで受入れ体制を整えるということでご連絡をいただいておりますので、葛城市からはそちらにお任せするような形になる見込みでございます。

それから、先ほどおっしゃっていただきました一時保育についてでございます。今回一時保育と誰でも通園制度というのが似て非なるものなんですけれども、子どもさんをお預かりするという点では同じ内容になっています。ただ、少し違いがございまして、まず一時預かりは皆さんご存じのとおり、保護者が病院への通院や、いわゆるお母さん方の休息、息抜きといったレスパイト、まずは基本的に保護者の都合による一時的な利用を目的としております。それに対しまして、今回のこども誰でも通園制度は、保護者の要件に関係なく、全ての子どもたちの子育てと家庭を支援するというようなことで、子どもたちが継続的に通園することをサポートする制度というところで少し違いがございまして。一時預かりはどちらかというと保護者のために設けられている制度であるのに対し、こども誰でも通園制度は、子どもの育ちのためというようにところにメインが置かれております。また、在宅で子育てを行う家庭への支援や、いわゆる孤立育児の防止であったりとか、子どもの集団生活の経験確保という点で、一時保育と異なる点となっております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 ただいま詳しく説明いただきました。要するに通園という名称から、どうしてもどこかに通う、園に通うという感覚でいるんですけども、そのサポート体制というのは非常にたくさん、いろんな多様なサポートの仕方というふうに捉えていいのか、もう一回その確認をさせていただきますか。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 子どもさんにとってみれば、保育所に通ってしまうと、いわゆる普通に預かっておられる子どもと、一時保育である、あるいは誰でも通園制度、保育内容に変わりはございません。連れて行っていただいて、またお迎えいただくということにはなりますが、ただ、使う側の、どういった理由で保育所を利用するかによって、誰でも通園か、一時預かりかというようなことが変わってくるというような内容ですので、子どもさんにとって何か負担があるというわけではないというふうに考えております。

あと、人員、サポート体制です。子どもさんの預かる基準なんですけれども、こちらもいわゆる保育所で預かる保育士の配置とほぼ同じとなっております。保育所の中に、こども誰でも通園制度を行う小規模保育所のような施設があるというふうにご理解いただければいいと思うんですけども、子どもさんでしたら、例えば0歳児につきましては3人につき1人の保育士、1歳から3歳未満児については6人につき1人以上の保育士を必要としておりますので、現在行われている保育とは変更、変わり等はないような状態になっております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 これ、意見ですけども、受入れが非常に広がって心配するのは、保育できる環境にあるのかなと。要する保育士さんの問題ですよ。そこが確保していけたら一番いいんですけど、なかなか、その事情に合わせてできない状況にあったり、例えば時間的なこと、时期的なこと、そういったことをこちらから要望するような、ちょっとお願いできませんとか、その方のニーズに沿わない状況も出てくるということを思ってもいいのかなとちょっと心配するんですけど、受入れはすごく寛大になって、すごくいい制度やと言うけど、実際にはどうなのかというところが難しいですよ。葛城市の場合は、非常に今、保育ニーズに合わせた受入れというのはちゃんとできて。こうやって、またもっと広い、こういった制度ができたなら、そのときそのときで、臨機応変に対応していかないといけないと、これは難しいですね。今後、これからのこの制度の運用については見守ってまいりたいと思いますので、意見だけにしておきます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。よろしくお願いします。

今回の制度なんですけども、確認しておきたいんですけども、対象の除外となるような方、何か決まりがあるんでしょうか。例えば病児とかのそういうところの受入れができないとか何かそういう基準があれば教えてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今のご質問なんですけども、一応全ての子どもたちを対象にというふうにはなっております。国の対象としているお子様の中には、支援の必要な子どもたちであったりとか、医療的ケアの必要な子どもたちというようなこともあるんですが、ただ、今回スタートに当たりましては、民間保育所のほうで受け入れさせていただくような状況の中で、看護師の確保というようなことが難しいような状況でございます。今後、民間の保育所の中でそのような方々を確保していくことになれば、段階的にこのような子どもさんたちもお預かりはできるかと思うんですけども、まずスタートの段階としては、なかなか医療的ケアを必要な子どもさんの受入れはスタート段階では少し難しいのではないかなというふうに考えております。ただ今回始まりました制度、あるいは8年度からの各市町村で必ず1か所以上、つくらなきゃいけないよというような義務化になっておりますので、今後、先ほど申しあげました一時保育と、まず、こども誰でも通園制度の2つが並行して走っていくような形になりますので、そのような形がこれから本当にいいのかどうかというようなことも精査していくというふうなことを国は申しておりますので、それに従って、我々も順次対応していくことになろうかというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 よく分かりました。医療的ケア児のところ、葛城市も長い間、いろいろ取り組んでいたって、やっと軌道に乗り始めてるところなんですけども、そこにこども誰でも通園制度の制度ができて、せっかく葛城市がこれから力を入れていこうというところがちょっと縮

小されないかという懸念があったんです。取りあえず今は試行段階ということですけども、その辺り、こちらをやるがために、従来やっていたところが手薄になるというようなことだけはならないようにだけ、お願いしておきます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっとお二人とあんまり変わらん質問かもわからへんけど、これ、月何時間とかという制限あるんですよね。この前もちらっと言って、今、ちょっと話が出てて、一時保育とどうちやうねんという話になってくると思うんですよ。これから、理事者側としては、そういう方が来られたら、これ、どっちを進めていくんかとか、今後どうなんのやろうかと、今、ちらっとおっしゃった並行しやっていくと言いはったんですけど、どういうすみ分けをすんのかなという。保護者の方の軽減と、違うというふうな、都合と違うすみ分けとおっしゃったんですけど、結局大本をたどれば一緒のことを言ってるような気がするんですけど、その辺、これからどうなっていくんですかね。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。ご質問ありがとうございます。

まず利用時間についてご質問いただいたと思います。利用時間は、今のところ月当たり10時間を限度とするというふうになっております。一時保育に関しましては、月何回でも使えるわけですが、こども誰でも通園制度は月10時間、こちらのほうは各市町村、全国的にもなぜ10時間だというようなことが、国のほうでも議論されているようでございます。国が申しております10時間というのは、まず、全国均一に同じ制度をスタートさせるに当たって、過疎地でありますとか、都市部でありますとか、それぞれの地域でいろんな受入れの体制も違う中で、待機が発生したりとか、あるいは定員割れが発生したりとかいう中で、どこでも同じスタートを切りたいということで、まず10時間からスタートしようということでございます。この10時間を更に延ばしていくかどうかにつきましては、今後検討するというようなことになっているようでございます。

もう一つの質問の一時保育とこども誰でも通園制度の使い分けはどうすんのかというふうにおっしゃっていただきました。保育所にとりましては、預かる側としてはどちらももちろん同じ状態で預からせていただくことになると思います。先ほど申しました、厳密には保護者の何らかの理由によってお預かりするのが一時保育で、保護者の理由に関係なく、ただ子どもさんが就学前にちょっと経験させたいなというようなこととかでお預かりするのが、こども誰でも通園制度ということの使い分けにはなっておりますが、なかなかその使い分け、おっしゃっていただいとおり、区分しにくいところがございますので、利用するに当たっては、各保育所で事前に面談をしていただくことになります。子どもさんをいきなり預かりますと、その子どもさんの既往歴であったりとか、何かアレルギーを持ってないかどうかというようなことがありますので、面談の中で、ご利用についての聞き取りをさせていただいて、誰でも通園を使うのか、一時保育を使うのかというところを判断していくような形になるかと思います。ただ、先ほどと重なりますけども、2つの制度が並行していく中で、これからどちらかが淘汰されていくのかどうかはちょっと今の時点では分かりませんが、試

行の段階で、そのような形で今後見極めていくことになるだろうというようなことで、国からは連絡いただいております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 いいですか。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第47号、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第47号、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例の一部を改正することにつきまして、議案の説明をさせていただきます。議案書は28ページから29ページでございます。

それでは、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年12月10日の議会改革特別委員会におきまして、令和8年4月1日以降、一部の委員会等を除き、今後新たに委員を選出しないことと決定されましたため、組織の構成員から市議会議員を削除するため、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表を用いてご説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

表の左側が改正前、右側が改正後となっております。第19条第3項で審議会の委員の委嘱または任命について規定しており、第2号で規定している市議会の議員を削り、以下を繰り上げる内容となっております。今回の改正で、第2号市議会の議員を削りますが、審議会の定員は変更せず、識見を有する者を増やすなど、幅広いご意見を求めたいと考えております。

施行日は公布の日としております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員 これ、議会改革の内容から受けて、条例改正に当たるんですけども、今後、議選の委員が出ていけないということになりますけども、審議会が開催されたときのその後の報告というのは都度、この委員会でやってもらえと思ってんですけど、それは間違いはないですか。

藤井本委員長 葛本部長。

葛本市民生活部長 審議会が開催されました場合にはもちろんご報告が必要とあれば、ご報告させていただきます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 それは必ずやっていただきたいんですけども、それに加えて、この委員会で調査案件とか、これに関するところの審議がこれから出てくる可能性あるんですけども、そういった場合に、その内容をこの審議会にフィードバックして、そこで議論をするというところ、今まであんまりやられてなかったかなと思うので、そこを今後対応していただきたいと思うんですけど、その辺の予定はどうですか。

藤井本委員長 葛本部長。

葛本市民生活部長 そもそもこの審議会を今まで開催したことが、条例制定のとき以降ございませんで、県から意見を求められたら審議会を開催して意見書を作成するという目的の会でございますので、県から要請されていなかったのも、開催の機会は今までなかったということでございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 そうなんですよ。議会改革で、それぞれの委員会の活動の内容というのを調べてもらったときに、開催回数がゼロだったんですよ。せっかく条例までつくって、県から言われたからつくるんじゃないくて、自分たちで問題意識を持ってやるというのが本来の委員会かなと思いますので、そこはちょっと運用を改めていただきたいというか、せっかくあるんやから、市民のために活用していただきたいと思いますので、そこはよろしくお願いしておきます。

藤井本委員長 これ、市長の諮問機関としてあるわけで、今の部長の答弁からいうと、県から依頼というんですか、県からお話があったときに開いてねということで、今、奥本委員は議会でもこういう話をして、そこへ反映、議会へフィードバックというんですか、そういう話も持っていつていただきたい。お答えは、いや、これはもう数年してませんねと。ここは聞いててもちょっとかみ合っていないように思うんですよ。ここは部長答えられないと思うので、市長か副市長、開催ということについて、今、県からの関係で開いてんねと。しかしながら、これは市の諮問機関であって、ちょっとそこは私は矛盾する、改めるべきやというところもあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺、開催をするということについて、どちらかお答えいただけないでしょうか。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いします。ただいまの委員長のご指摘というか、ご質問にお答えをしたいと思います。

今、葛本部長が答えたとおりで、県から依頼があれば開催するというような内容であったかなと思うんです。奥本委員からのほうから、自らやったらどうかというご意見だったと思います。案件等にもよるかなというふうには思うんですけれども、市が進んでやらなければならないものがあれば、当然やらなければならないとは思いますが、今のところ、そういったことがないので、部長の答弁になったというふうに思いますので、そこはちょっと研究というか、見計らうというか、していきたいなというふうに思います。

以上でございます。

藤井本委員長 今、奥本委員からあったように、県からあったのみならず、弾力的に運用するというふうに受け止めておいていいわけですね。分かりました。

奥本委員、それでいいですか。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ないですか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第48号、葛城市水道事業及び下水道事業の設備等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

奥田上下水道部長。

奥田上下水道部長 皆様、おはようございます。上下水道部の奥田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第48号、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することにつきまして、改正理由及び改正内容につきまして、ご説明申し上げます。議案書につきましては、30ページ、31ページをお願いいたします。

初めに改正理由でございます。本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が

令和6年6月26日に公布され、地方自治法第243条の2の7が新設されたことに伴い、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において引用している地方自治法の条項番号に条ずれが生じるため、当該引用条項の改正を行うものでございます。

続いて、改正内容でございます。新旧対照表をお願いいたします。

左側が改正前で、右側が改正後となっており、下線部の箇所が改正箇所でございます。このたびの地方自治法の改正により、第243条の2の7が新設されたことから、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の第6条、議会の同意を要する賠償責任の免除に引用されている法第243条の2の8第8項を法第243条の2の9第8項に改めるものでございます。

なお施行日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令において、施行日が令和8年9月24日と定められていることから、本条例の施行日につきましても、政令と同日の令和8年9月24日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 地方自治法の改正に伴うということです。改正になったところのポイント、特定歳入収納の項目が変更されてると思うので、その説明をもう少し詳しくお願いします。

藤井本委員長 松本課長。

松本水道課長 水道課の松本でございます。よろしくお願いいたします。

このたび、地方自治法第243条の2の7の特定歳入等の収納についてという、新設された条項になるんですけども、この特定歳入の収納ということなんですけども、これまで地方公共団体が徴収する公金のうち、地方税について地方税共同機構が収納事務を効率的に行っていたところです。しかしながら、地方税以外の使用料、手数料等、歳入については、各自自治体が個別に収納事務を行うのが一般的だったというところでございます。今回の新設された条項によりまして、地方税共同機構の持つシステムのインフラを活用して、地方税以外の歳入、特定歳入等でございますけれども、その収納事務を行うことが可能になったというものになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 もうちょっと、条文を読んでいただいているのは、よくそう書いてあるんだろうけども、具体的など変わるのということやから、もう少し説明という中で、具体的にはこうなるんですというようなご説明いただけないでしょうか。それを求められてると思うんですけど。

松本水道課長 今回新設された地方自治法第243の2の7の項目なんですけども、地方公共団体の公金の収納事務を市長の判断で民間事業者等に全面的に委託可能にするという特定歳入等の収納については、内容が追加されておりますが、このたびの追加に伴う上下水道料金の収納方法等については、変更はございません。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 すみません、ちょっと私の理解が追いついてないんですけども、要は公金収納事務を民間事業者に委託できるという理解でいいんですかね。ということは、例えば口座引き落とし、地方税収納機構に委ねてた収納事務を、納税者自らが、例えばコンビニとかの決済で納付できるという、そういう理解でいいですか。

藤井本委員長 松本課長。

松本水道課長 今、水道課に関して言えばということになるんですけども、システムを構築する必要がございますので、そのシステム構築等が整備されれば、地方税共同機構のサイトを使って納付することも可能というふうに認識しております。今現状はそういったシステム等の構築が水道課のほうではされておられませんので、ちょっとまた使うということは、委員おっしゃったような収納方法というのは、今現状は水道課に関してはできていないというところでございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ということは、今現在はシステム改修ができてないので、従来どおりのままでいくけど、取りあえずそれを先々やる可能性があるので、条例だけ改正していこうとそういう意味合いじゃないんですか。よく分からない。

藤井本委員長 3回目やけど、お答えください。

松本課長。

松本水道課長 このたびの条例の一部を改正する議案なんですけども、今現状、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の第6条の中に引用させていただいてるものがあるんですけども、それにつきまして、第6条の中に、地方自治法の243の2の8、第8項を引用させていただいている条項がございます。この243の2の8のところの前に、今回新設された243の2の7が入ってくるということで、243の2の8が243の2の9になるというだけのものになりますので、そこが条ずれをするだけというものの改正になります。

以上でございます。

藤井本委員長 余計ややこしくなったような感じもしやんことないねんけど、要するに条ずれということは分かったし、業務としては何も変わらへんという話やね。そこがもう少し分かってないように、私がちょっと今日体調悪いからかわからないけど、もう少しうまく説明できないですか。7条ができたので、8条を削って9条になりますという、そこら辺ですね。部長、もう簡単にでいい、条ずれということはもう皆理解しているから。

奥田部長。

奥田上下水道部長 上下水道部の奥田でございます。

このたびの新設された部分なんですけども、地方税のほうのシステムかなという認識がございまして、地方税の中の納付書にも印刷されています地方税の統一のQRコード、こういうものが新設されたということです。それを自治体によって一斉導入されるということで、それで、スマホであつたりとか、パソコンを使ってキャッシュレスで納税できるようなシステムが構築されたということが、後追いになってくるんですけども、これが地方自治法にお

いて追加されたという認識と考えております。

以上です。

藤井本委員長 だから、どう捉えたらいいのかな。葛城市としては変わらない。地方自治法が変わりましたよ。その部分において条例は変えとかんな駄目ですよという話なんかね。課長、言える。

松本課長。

松本水道課長 引用をさせていただいている地方自治法が、職員の賠償責任というものになっておりまして、そここのところが、243条の2の8が旧の条項になっております。このところの前に今回の特定歳入というものが入ってきましたので、引用をさせていただいてる職員の賠償責任、地方自治法の第243の2の8が、第243条の2の9になったために、葛城市の条例の一部を改正するというものになっております。

藤井本委員長 もうそれで分かりましたか。条ずれということやということの認識はあるやろうけども、要するに243条の2の8というのを243条の2の9に国が変えた。だから、国が変えたからうちはもうここへ当てはめるのに変えとくねということですよ。いけますか。ちょっと遠回りしたけども、そういうことやね。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は追って連絡をいたしますが、約1時間を予定しております。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前11時10分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに(1)住環境の改善に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中に開催いたしました4月30日の厚生文教常任委員会におきまして、環境課に寄せられております住環境に関する相談などについて、令和7年度時点での件数をご報告をいただきましたが、今回は、4月以降の件数についての報告と再生資源物資の屋外保管に対する規制に関する国の動向についてご報告をいただきます。

それでは、理事者よりご報告をお願いいたします。

葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長 市民生活部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

最初に令和8年度の6月16日現在、環境課に寄せられました相談の件数を申し上げます。悪臭2件、水質汚染8件、騒音9件、大気汚染3件、廃棄物投棄8件、その他45件、合計74件でございます。今年度におきましても、その他の中で一番多いのは、近隣の土地の管理不足による草や木の張り出しに関するものです。これらへの対応としましては、4月にご報告させていただいたことと同様になりますが、現場確認をし、行為者に対して直接指導や通知、広報、防災無線での啓発、廃棄物や小動物の死骸につきましては回収、油の流出につきましてはオイルマットを敷設するなどし、被害拡大の防止に努めております。また、内容によっては、他の関係課や奈良県とも連携し、対応を行っているところでございます。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律についてご報告をさせていただきます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案は、使用済みの金属・プラスチック物品の不適正な保管、または再生による人の健康または生活環境に係る被害を防止するとともに、非常災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、所要の措置等を講じることを目的として、令和8年4月10日に閣議決定されました。現在、第221回国会に法案提出され、審議されているところでございます。

改正の概要につきましては、資料をご覧ください。ポイントは2点ございます。スクラップヤードの規制強化と災害廃棄物所の推進となっています。

1つ目のスクラップヤードの規制強化についてです。使用済みの金属・プラスチック物品を保管または再生する事業場、いわゆるスクラップヤードについては、有価物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制の対象外でしたが、近年の一部スクラップヤードにおける環境汚染や火災等の生活環境保全上の支障が報告されている状況を是正するため、全国一律で規制が強化されます。有害使用済機器保管等届出制度が廃止され、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管業または再生業者は都道府県知事等の許可制となり、保管場所の基準や安全管理が義務化されます。違反事業者には罰則が適用されます。このほか、環境汚染のおそれのある物品については、国内における再生を原則とするため、輸出時に環境大臣の確認を義務づけて、不適正輸出を防止します。

次に、災害廃棄物所の推進についてです。令和6年能登半島地震等、最近の災害対応において得られた教訓等を踏まえ、平時からの備えと地方公共団体への支援体制の強化の必要性和災害時の迅速な対応を目的として、市町村には災害廃棄物処理に係る計画策定が義務づけられ、民間事業者との災害支援協定締結の推進が求められます。先ほども申しましたとおり、改正法は現在国会審議中でありまして、施行期日は公布の日から2年6か月を超えない範

圏内において政令で定めるとされています。奈良県に確認いたしましたところ、今後交付される改正法及び法律の改正に合わせて、関係省庁から発出される政省令や通達等の詳細を見定めた上で対応していくことになるとの見解でございました。本市におきましても、同様の課題を抱える奈良県や近隣市町村と足並みをそろえた対応ができるよう、情報共有を図りながら連携してまいりたいと考えます。その上で、本市の現状に適した最も効果的な解決策について検討を進めてまいる所存でございます。その間につきましては、現在担当課が行っていることになりますが、法が変わることを踏まえ、現状問題になっているところに対し、その内容を業者に伝えるなどして早くから対策をしていただき、近隣のトラブル防止に努めていきたいと考えております。市民の皆様の安心・安全を第一に考え、関係機関とも協議を重ね、適切な判断を行ってまいります。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございました。ただいま説明をいただいた件につき、質問等ございませんか。

木村委員。

木村委員 よろしくお願ひします。今、現時点でいろいろ葛城市にスクラップヤードというのは結構あると思いますけれども、その辺、どこまでこれに該当すると思われるのかと、これ、相談件数、今、言っていた中で、スクラップヤード等で苦情等が出てるところもあるのかと、スクラップヤードは結局、産業廃棄物の処理であって、中間処理場じゃないからという扱いなのか、中間処理場の扱いに変わるんやったら、今、保育所の近くにもスクラップヤードができてるところ、葛城市はあると思うんです。葛城市の条例で、500メートル以内はそういうのを造ったらあかんという条例があると思うんですけども、もしあるのであれば、どう対応されるのか、その辺だけお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願ひいたします。ただいま木村委員のご質問にお答えさせていただきます。

どれぐらい該当するかにつきましては、当然、日によって中にヤードの中にある物の量によって変わってくるかと思ひますので、該当する可能性の高いヤードは幾つかはあるかと思ひます。ここで明確に我々がまだ省令でも出てませんので、何とも言い難いんですけども、今後はある可能性は高いところは数か所ということでご理解のほどお願ひいたします。

先ほどの苦情の件数の中に、ヤードに関することということでありますが、これは含まれております。

中間処理との扱いでございますが、今回のヤードにつきましては、中間処理というのは、県の許可を持って中間処理施設ということで許可を受けられた業者はあるんですけども、今回の説明、法改正に言われてる部分で、扱いについては、中間処理というのは産業廃棄物のことでございますので、一般廃棄物やその他、なりわいとされる安く売りますみたいな形で、専ら商につきましては、中間処理の扱いを受けておりませんので、該当するところについては中間処理施設の表示がございませんところについては、今回のこのような、現状では規制

の対象外でございます。

最後に500メートル以内の話でございますが、これにつきましては、また省令等で示された後、またご報告できたらと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 でも、今、現にスクラップヤードは山麓線沿いにまた増えてると思うんです。これ、法中間際にラッシュ的なことも多分、葛城市もあると思うんでね。これ、間際対策じゃないですけど、していただかんと、分からん程度あるので、今、山麓線、また新しくできてます。今、もう一つ質問いいですか。今、現時点で葛城市としてはスクラップヤードの上へ上へ盛ってる、そういう規制とかは、その辺はないのかと、届出だけで済んでると思うんですけども、スクラップの中に、結局、改正の中で、ごみをされてるところ、一緒に入ってきてるところもあると思う。葛城市としては、その辺の確認はしてるのか。スクラップと一緒にごみも入ってきてる業者がいてるのか、その辺は確認されてるか、あと2点だけ。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 まず1点目の規制のこと、ヤードの囲いより高くなるということでございますが、これについては現在規制はございません。中間処理とか、そういった許可を持たれてるところについては、産業廃棄物の許可の施設につきましては規制の対象となっておりますが、ただ今回、先ほどの改正がございますので、多分、今後こういった金属くずとかを扱われるところについては、同様の規制が県の許可制になってくるので、そういった部分が強化されるということでご理解ください。

現状確認なんですけども、全てが全てじゃないんですけども、先ほど相談件数で含まれてるところにつきましては、我々も立入りさせていただきまして、どういった内容かというのは現状把握のほうは全てができてませんが、一部につきましてはしております。

以上でございます。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 最後、言っぱなしでお願いがありますけど、スクラップヤード、分かってたんやけど、上まで上げて問題ないという、今なってると思うんです。やっぱりヤードが狭かったら、すごい上に今、盛ってて、盛り上がってる状態で、前のフェンスよりまだ更に上に上がってる状態、多分分かってはると思うんです。僕も知り合いがおるから、あんなんあかんから、下げさせろと言うて、そこに言うてもうたら、やっぱり下げてくれはんねん。だから近隣の人を、そういう見えるのも要らんしとなるので、その辺を、これがあるからじゃないけど、コンスタントに行ってもうて、お願いレベルしかないですけど、どうしてもやっぱり風とか、この間の台風とか、皆が心配されますので、日々ちょっと見ていただいて、各地、上のやつはなるべく早く出して下ろしてくださいよというのだけ確認してもうたら、苦情等も減ってきますし、あと、土日も動いてるときがあるので、その辺も、それもお願いレベルになるかもしれないですけど、土曜、日曜ぐらいちょっとやめてよとか、朝早いのをやめてよとかいうのだけ、苦情が出なくても、僕も確認しているところがあるのでね。その辺だけ、また確認

していただいておりますレベルで、すみませんけど、よろしく願いしておきます。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 ただいまの木村委員の発言、関連になりますけども、役所が営業しないから、閉まってる時間帯にあえて動いてるところがあるんですよ。あるんです。私もその音が聞こえる範囲で今、いてるんですけど、近隣の方からすると、ある日突然耕作放棄地に囲いができて、そこにそういう業者に貸された地主さんがいらっしゃるんですけども、実際にどういうことをやるとかまでは確認されてるかどうか分かりませんが、夜にやったりとか休みの日にやったりとかがあるんです。だから、そのところを法律できて対応できるとはいえ、実際に対応できる職員が勤務できてる時間帯かどうかにもよるんですよ。その辺り、ちょっと検討してください。

それともう一つ、住環境の改善に関する調査案件なので、これに関連して言うんですけども、あるところ、ここ何年かの内にできた新しいところです。その事業者さん、よそから来られました。そのヤードだけでは手狭なので、ヤードで使うユンボであるとか、搬入の大きなトラックとかダンプとか車を置く場所がないと。同じく、道路から離れた、かなり入ったところの田んぼを買われて、そこに置かれてるんです。あるいは中に搬入できないところの金属類を一時的に保管、コンテナみたいなのが保管されてる事例が実はあるんです。そういうのも規制、今の法律ではそういうのは全然対象外になってるので、それをちょっと考えていく必要があるかなと。それ、実際に、本来もう全く何もない田んぼの中なんですけど、耕作放棄地になって、その地主さんが亡くなられて売られたんです。仲介になった事業者が、それを売りに出されたら、スクラップヤードを経営してるところが買わはった。そこを要するに資材置場として使われてるんですよ。そういうところもあって、資材置場だけやったらいいんですけども、元田んぼがあった周りをコンクリブロックを積んで境界をつくってるだけなので、場合によって、もしかしたら、そこで何かの環境汚染があったら、その隣の田んぼに流れていく可能性もあるんですよ。だから、そういったところに今、全く野放しになっている状況なので、そこもちょっと目を光らせていただきたいと思いますので、そういうのを把握されてるかどうかだけ、確認しておきたいと思います。

藤井本委員長 いけますか。

西川課長。

西川環境課長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

今、ブロックを積んでるだけという事案ですよ。これにつきましては、多分もともと農地である。それがその後資材置場に転用されると。その際に、転用の際にはこういった形状で資材置場に変えるか、例えばコンクリなのか、それとも土間打ちとかいろいろ方法はあるかと思いますが、その計画に沿ってできてるかどうか、それと、あと盛土のほうの県の条例に違反しないかどうか、そういった観点からご指導をさせてもらってる事案が1件ございます。よろしいですかね。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 指導されてるところが、私が言ってる事案と一緒にどうか分からないんですけども、当然、農地を転用するときにその辺の申請がされると思うんですけども、私が今、把握してるところは、最初は何か車両が止まったあるだけやったんですけど、どんどんどんどん増えてきて、資材置場でも普通に資材を置いてるだけやったらいいんですけども、そうじゃなくて、一時保管場のヤードに運び込む前のやつも一時的に滞留してるというか、もうそういうのを見かける、毎日じゃないですよ。一番はやっぱりヤードで使う、作業するユンボが置く場所がないから、そこに入りますんですよ。出入りする際に、やっぱり近隣に住んでいらっしゃる方とか、農地を使っている方にしてみれば、何でこんなところにこんな来んのという声もあるので、ちょっとその辺、目を光らせてほしいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 この配付資料の5ページに、図でいろいろ制限とか分別とか、汚水の流出の措置とか、これが全部僕が専門なわけじゃない、正しいかどうかよく分からないんですけど、これ、今ある業者さん、だって、これを法令始動したら、ちゃんとやらなあかんわけですよ。今ある業者さんというのは、これ、どれぐらいできてるんですかね。例えばコンクリートを敷くであったり、この基準がどうなるか分からないですよ、フェンスを立てると書いてあるわけじゃないですか。何メートル以内は間隔を空けると書いてあるわけじゃないですか。これ、多分細かい、今から決まっていくと思うんです。これ、今の業者さんはどこまで守れているかというのは把握できてるんですかね。というのも、始動したときに、これ、いきなりそんなやつたら、罰則もまあまあきついことになってるじゃないですか。その辺のお考え、どう考えていられるのか、教えていただけますか。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

ヤードでどれぐらい守られてるか。先ほど木村委員からもご質問があったように、明らかに高さを超えてると。これは今後、我々も今年もこの法改正、4月に閣議決定された後、超えてるところにつきましては、お願いレベルですけども、今後、取締りとか法が強化されて、今後はこういったことはできない。ただし、近隣住民の方も心配されてるので、お願いレベルですけど、下げてもらいたい。当然それが漏れ落ちて2次災害も起きるということで、そういうお話はさせていただいております。ただ全てが全てのヤードについて、中まで立ち入り、どういった状況か、下まで土間コンを打ってるとか、取り扱ってる物品も日に日に変わりますので、どのヤードがどれぐらいの取締り、規制強化になるかはなかなか把握しづらいところがございますが、今後2年6か月間、法が交付されて、猶予期間の間に、許可権限のある県が今後許認可になりますので、県とともに情報共有しながら、各事業所に対して、通知、今後のお話はしていきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 何かめっちゃくちゃ大変なんかなと思うんですよね。だから今のうちから、各業者さんに、こうなりますよというのはせめて流しておいてあげたほうがいいと思うんですよ。これ、全部決まっちゃったら、まあまあのことになるのと違うかなと思うんで、その辺はよろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 あと2点だけ確認します。

まず1点は、今の杉本議員の、法改正あってからの保管所のイメージですけども、今現状で敷地を塀で囲ってますけど、塀の外に、処理できないというか、処理をこれからするであろうものを置かれてる事例があるんです。これ過去にも私は言いましたけど、ほかに置く場所がないので、水路の上に鉄板を渡して、その上にまで積んであるんですわ。そこを、今現状でやっぱりそんな、そもそもはもう駄目でしょう。その指導をやっぱり徹底していただきたいと思いますので、まず、それをお願いしますね、把握されてると思いますけども。

それと、確認ですけども、ページで言うと2ページですけども、これ、前回のとき、私、ちらっと質問をしましたが、各地条例制定が進んでるんです。一番直近の事例の羽曳野市が令和8年で制定されてるところなんですけども、これ、中身を調べていただいていますか。であれば、どういうものか報告だけお願いできますか。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

羽曳野市の条例、こちらにつきましては、罰則規定のない努力目標的なイメージの条例のつくり上げになっております。こういったヤードをつくる際の届出制度、市に対する届出をするという、新設についてはそういったところでの条例のつくり込みが一番の主な内容で、要は出すときに指導すると。つくるときに、一番初期段階での指導というところが一番着目されてるというものでございました。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 現状あるやつに対して規制を厳しくするんじゃなくて、これから新たにできるところにちょっとハードルを高くしようというものですよね。じゃないかな。

藤井本委員長 補足。

西川課長。

西川環境課長 ごめんなさい、説明不足で。一番はそういった新たにするとところなんですけれども、現状の施設に対しても、先ほどヤードより高く積み上がってるというところに対しても、高さについても、先ほどの5ページのような、細かいこと言うとそれぞれいろいろあるんですけども、ヤードより高くしないと。そしてヤードから何メートル離すとか、そういった基準を設けて、現状ある施設につきましても、これは努力目標なんですけども、条例の中でそういった規制をしているというのが現状でございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 2回目でいいですか。

藤井本委員長 いいです。

奥本委員 分かりました。となると、閣議決定、国会で審議されているということですので、これが法として出来上がってもいきなりそれを取り締まるというところまで行かないじゃないですか。やっぱりその猶予期間ってある。その間に、今現状のまま続くと困るんですよ。困っていらっしゃる方も多いんです。そういったときに、当然その法律ぐらゐまで厳しくできないかもしれやんけども、条例である程度の規制をかけると思うんですけども、その猶予期間中に葛城市はこういう形で条例をつくるというところは、今、考えていらっしゃるんでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 現状では考えておりません。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 実際、いろんな声を各議員さんも聞かれてるんです。困っていらっしゃるというか、もう何とかしてほしいという切実な思いで日々の生活が脅かされてる方もいる状況で、いや、国の法律制定を待ってます、県に指導してもらいますという、あまり積極的じゃない対応というのはどうかなと思いますので、できたらそこも踏み込んでいていただきたい。しないと、これは、住環境を守るというのは市民に対しての一番の生存権に関わることで、そこはやっぱり行政として真剣に取り組む必要があると思いますので、引き続き、これ、検討してください。

藤井本委員長 ほかにないですか。

福本委員。

福本委員 福本です。確認だけさせていただきたいと思います。災害廃棄物の処理の推進というところで、これ、公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定めると書いてあるので、後々になったら具合が悪いかないというふうに思ってたので、市町村に災害廃棄物処理に関わる計画策定を義務づけ、自治体と民間業者との間の災害支援協定の締結の推進と書いてあるので、できているのかどうなのか、確認をさせておいてください。お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 ただいまの福本委員の質問にお答えさせていただきます。

現状ではできておりません。

藤井本委員長 福本委員。

福本委員 法律が決まってからになってしまったら、あと3か月しかないというところなので、先を見越して、次の民間業者との締結に向けて今の段階で協議に入っていかなるほうがいいのかなというふうなところもちょっと思いましたので、そのところを頭に入れておいていただきたらと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 お願いします。

ほかに。

それでは、国のほうでこういう法律が変わるので、市の条例というのは今のところ考えていないというのはよく分かりました。よく分かりましたというのは、理事者側の考え方ね。ここはまた議論していったらいいところですけど、先ほど杉本副委員長がおっしゃったように、2年6か月の猶予期間というんですか、ここは非常に大事だと思うんですよ。ぱっと変わったら大変なことになると思います。この2年6か月の間、猶予期間と言われる部分、業者さんにとっても大変やと思うけど、私は市当局も大変やと思う。この間、今まではこうやったけども、これから、お願いレベルで、お願いレベルでという話がよく聞こえるんだけど、これもお願いレベルという言葉になんのかしらんけども、同じやったらあかんと思うねん。大変なことになる。このところはどのようにお考えなのか、お示しいただきたいと私は思うんですけど。

西川課長。

西川環境課長 ただいまの藤井本委員長からのご質問にお答えさせていただきます。

当然2年6か月の間に、これはその用意ドンの2年6か月後に、敷地を例えば投資をしてつくれることも当然ございません。なので、今から準備を進めてくださいと。もう2年6か月後には、あなたはこの状態では規制の対象となりますということで、我々もそういった事案があったときには、そういうお話をさせていただいて、それが実質的な抑止力につながるように心がけておりますので、よろしく願いいたします。

藤井本委員長 今おっしゃったとおりやと思います。お願いレベルじゃなくて、こうなりますよという、言葉を選ばないと駄目だけど、指導というんですか、そういうふうな形でこれから動いていただきたいなというふうに思っております。

ほかにないですか。

それでは、先ほど部長から説明のあったこの住環境の改善については、これで以上とします。

ここへこの住環境の改善に関する事項について、1件追加で議題といたしたいものがございします。今月の6月2日に、葛城市平岡区から、「おひさま堆肥移転に関する協定書の早期作成と締結を強く求める件」ということで、陳情書が葛城市議会議長宛てに提出をされております。この件を今、今回初めてになりますけども、これについてを議題といたします。要約、要点のみ、事務局より説明をお願いいたします。要点のみで結構ですよ。

(発言する者あり)

藤井本委員長 全部、説明をしていただきます。

神橋補佐。

神橋書記 議会事務局、神橋です。

それでは、内容のほうを読み上げさせていただきます。

件名、おひさま堆肥移転に関する協定書の早期作成と締結を強く求める件でございます。陳情趣旨でございます。

葛城市内で運用されているおひさま堆肥（生ごみ堆肥化施設）は、生ごみ特有の強烈な臭気、土砂災害リスク、害獣による農業被害の誘発、周辺環境への重大な悪影響を引き起し

ており、地域住民の生活環境と安全を著しく損なっています。もはや現状を容認できる段階ではなく、移転を前提とした協定書の早期作成・締結は、市として避けて通れない責務であると考え、速やかな対応を強く求めるものです。

陳情理由でございます。

1 番、返し作業立会いで浮き彫りになった深刻な実態でございます。

令和 8 年 4 月 17 日金曜日午前 8 時 30 分頃、おひさま堆肥の返し作業が行われ、副市長、担当部長、担当課長等が現場を訪れ、区民・役員・環境委員とともに状況を確認しました。作業開始直後から、生ゴミ特有の強烈な臭気が周辺一帯に広がり、住民の生活環境が深刻に侵害されている現状が改めて明確となりました。さらに、この臭気に誘引される形で、イノシシ等の害獣が出没し、農作物への被害を引き起こす危険性が極めて高い状況であることも確認されています。これらは地域の安全・生活環境を守るべき市として、看過できない重大な問題です。

2 番、住民が市側に強く求めた 3 点でございます。

(1) 臭気対策の抜本的強化を即時に実施すること。建屋で囲うなど、確実に効果が見込める対策を早急に講じること。あわせて、生ゴミ臭に誘引される害獣による農業被害を防止する具体策も求めます。

(2) 土砂災害リスクの再評価と、市の責任の明確化。堆肥置場周辺は地形的に危険性が高く、万一災害が発生した場合、市が責任を負うべき範囲を明確にし、住民に説明すること。さらに、令和 7 年 9 月 22 日に条例第 35 号で設置された場所が、土砂災害警戒区域（レッドゾーン）であるにもかかわらず選定された理由について、住民は強い疑問を抱いています。かつて多目的広場を設置した当時はレッドゾーンではなかったが、その後の区域指定を踏まえた再評価を行わずに選定したのではないかと、調査段階で現状の危険区域指定を確認していなかったのか、市の判断過程そのものが問われています。この点について、市は責任ある説明を行い、危険性の再評価と対策の明確化を速やかに示すべきです。

(3) 移転を前提とした候補地の早期決定と協議の開始。現状のままでは、根本的な解決は不可能であり、移転は不可避であるとの認識を市が明確に示し、速やかに候補地選定を進めること。

陳情事項（求めること）でございます。

1 番、おひさま堆肥の移転を前提とした協定書を、速やかに作成すること。

2 番、協定書には、・生ゴミ臭への具体的かつ実効性のある対策・害獣による農業被害への防止策・土砂災害リスクへの対応と市の責任範囲・移転候補地の検討プロセスと期限を明確に記載すること。

3 番、協定書作成にあたり、地域住民・自治会・環境委員との正式な協議の場を設けること。

4 番、協定書締結後は、市が責任を持って進捗状況を定期的に住民へ報告すること。

以上、地域住民の安全確保と生活環境の改善のため、本陳情の速やかな採択を強く求めます。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。今、読み上げていただきましたけども、今月の2日にこれが提出されたところで、これにつきましては、市議会の議長宛てにのみ提出をされておりますので、議会のほうで読み上げさせていただきました。これについてどうしようというのがここで協議をしたいところでもありますけども、この陳情書の中でも、市の対応についてお示しもされているところでもあります。何かこれに対する確認事項等ございましたら、この陳情書に対し、陳情に書かれている市の対応についての質疑等ございましたら受付したいと思います。

木村委員。

木村委員 これ、陳情が出たのは、今日かき混ぜるやつですか。今日やったんです。今日僕、ちょっと行ってきたんですけども、この陳情で書いてあるとおりすごい臭いやったんですよ。僕、今も何かスーツが臭いするようないやけど、その辺、書いてあるんですけど、市側として今までどう思ってたんかなあとと思いますので、その辺。非常に臭いがしました。

藤井本委員長 臭いの件、どのように、こう書かれているけどもこのとおりなのか。その辺、お示しいただきたいと思います。

西川課長。

西川環境課長 ただいま木村委員のご質問にお答えさせていただきます。

木村委員が現地に行かれて、臭いがされたというので、我々も月3回、この繰り返しという作業が行われます。その際は、その敷地内は当然臭いが充満してるのは事実でございます。ただ、この場所から、実際、住宅のある地域、寺口地区なり、今回は平岡地区、寺口地区より平岡地区のほう为民家が近いので、民家前も臭いのほうを確認しております。その際、当然民家のお住まいの方と立会いの下、臭いをさせていただきますが、そこでは、さほど、これは生ごみやというような臭いはしていないのが現状であります。確かに繰り返しの日のみは、臭いは施設内は籠もってるというのは現状でございます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

木村委員、ほかにないですか。

木村委員 ということは、臭いはやっぱりしてるんですか。今、言うたはるのは、上にいても、その臭いか分からんようなことを言うてはったけど、臭いはほのかにはしてるということですか。全くそれは臭いはしないと、それは言い切れるんですね。それを確認したい。僕も、上がってみると、ちょっと臭いがしたように思ったので。僕の鼻がそのほうで麻痺してたんかも分かりませんけども。だから、これ、ちょっと聞かせてもらったんですけども。

藤井本委員長 分かりました。

ほかに。

陳情書に関してということですね。この移転に対する今までのいろんな話をしてきましたけども、そうじゃなくて、この陳情書に対する質疑ということで、ここに書いてることがどうなんやというレベルで聞いていただいたらいいと思います。

奥本委員。

奥本委員 まず陳情書の書式に関して確認したいんですけども、紹介議員が要するというふうにルール上はなってるんです。今回のこれ、紹介議員というのはどういう扱いになってるんですか。それがまず1つ。請願と同じく陳情書も、本来であれば要するというふうになってるんです。ただ、必要ないというのであれば、議長の判断でできるとも書かれているので、その辺りどういう手続になってるかというのをまず確認したいのが1点と、陳情書の中身まで確認でいいかな、これ、1点だけ。これ、改選前の厚生文教常任委員会でも、かなり当時の予算委員会でもだいぶ議論した話になりまして、旧のおひさま堆肥場まで我々も確認しに行って、現状確認もしました。実際この出されてる方も、立ち会っていただいてということでやりました。最終的に当該大字と協定書を結んでくださいという話になってたと思うんですけども、そのときの協定書というところの前提、我々が認識した前提というのは、そこにおひさま堆肥場を受け入れてもらえるための条件を確認し合う協定書かなと思ったけど、今の話、読んできると、移転を前提とした協定書の締結ということで、ちょっと話が変わってきてるように思うんですけど、この辺り、どこで話が変わったのかよく分からないので、そこだけ確認したいと思います。

藤井本委員長 2点あります。まず1点目、請願書の場合は紹介議員が必ずいるという、陳情書がちょっとあやふやと言ったらおかしいか、その辺、事務局、お答えください。

西川局長。

西川事務局長 私ども、今ちょっと確認させてもうた中で、請願書は議員の紹介者が必ず必要というようには明記をされておりますが、陳情書については、法的保護を受けるものではないということで、紹介議員の紹介によって提出されることが異なる点でありますというようには明記をされておるので、そこら辺の取扱いの中で、陳情書については紹介議員は要らないのではないかなという判断をさせていただきました。

藤井本委員長 あれ、前のこども・若者センターの陳情書は紹介議員なしですね。だから、その流れというんですか、うちの議会のほうでは陳情書をそのように受け入れてると私も理解をしているんですけども。

2点目、協定書。当時議会の中で、奥本議員が議長やったときかな、市長が行ってなくて、市長も行くようにというアドバイスというんですか、議会からの申出もされた。それ以降、我々もどんな話をしてるのか分かってないわけですよ。その中で、協定書を結ぶところに不一致が出てるというお話というか、問いやと思うんですけど、このことについて、まずどれだけ行って、最近ではどこへいつ行ってとか、何回行ってとか、どこでどうなったとか、説明できる範囲で構いませんから。私は協定書を結ぶということについてはある一定の理解を得られたんかなというふうにも思ってます、協定書というのはね。だから、その辺の話はどういうふうに進んでいるのか、お示してください。

葛本部長。

葛本市民生活部長 葛本でございます。お願いします。

11月12日付で平岡区に1度、回答書をお渡しさせていただいてるんですが、合意には至り

ませず、現時点では協定書の締結には至っておりません。回答書をお渡ししました後も、できるところから対応させていただいておまして、月3回、先ほど出ました切り返し作業がございますが、風の強い日には作業を中止する、切り返し作業中に消臭剤を散布するなどを続けております。この作業の日は平岡からの作業の立会いに来ていただいておりますので、現場で、担当課のほうから出向いている職員とともに改善に向けて取り組んでいくように協議をさせていただいているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 今、11月17日とおっしゃったつけ。12日やね。だから、11月12日というのはもう半年以上前の話やんかね。そこから話が進んでないということなんですか。

(発言する者あり)

藤井本委員長 いやいや、そうやと思うねんけど行ってないねもんさ。

(発言する者あり)

藤井本委員長 現場にだけ行ってるという。

だから、協定に関して、11月以降の話合いはないということやね。

西川課長。

西川環境課長 令和7年度の末のほうは現在記録がないんですけども、令和8年度、私、課長に就任しましてからは、月3回堆肥場で地元の環境委員さん、そして地元代表の方も立会いに来られます。その際に協定のお話をするんですけども、我々の市の考えで言いますと、存続を基にお話を合意をとということをお話しさせてもらっております。しかしながら、今回出ました陳情書に書かれてますように、地元では、一刻も早く移転をと、これがないと協定は結ばせんというお答えでございまして、このお答えが平行線をたどってなかなか協定の締結までに至っていないのが現状でございます。

以上です。

藤井本委員長 まあ、ほかの人の意見。

ほかに。ほかにないですか。

奥本委員。

奥本委員 まず1点目のところですけど、ちょっと私の解釈がおかしかったんです。議員必携のところの294ページで、紹介議員の紹介によって提出されることが異なる点というところが、要は、請願のところは絶対法的に必要なけども、これは必要ないからということで、理解が間違っていましたので、取り下げます。すみません、失礼いたしました。

2点目ですけども、協定書というのは、要は受け入れるから協定書を結ぶんであって、もうはなから要らんというたら、その協定書の話のところはもう覆ってしまってるんですよ、要は。なのにかかわらず協定書を結べというところはちょっとよく分からないんですけども、何か話がだんだんだんだんまた変わってきてるかなという気はするんです。その対応が、その間、これもその話の内容というか、言葉の選び方にもよるんかなと思うんですけども、この文面からすると、やっぱり非常に態度を硬化されてるんかなと。現状として臭いが強かったということもあるんかもしれませんが、その辺り、もう一回、我々も判断が、もともと

の基準は、現地へ見に行きました、臭いもこの程度ですねというところで、今も説明では、現場ではかなり臭いがきついけども、住居があるところではそうでもない。でも、これ、数値じゃないんですよ。臭気計か何かで測って、こうやとかね。基準はこうですけども、実際こうでしたとかいう説明も一切ないので分からないんですが。当時の我々が実際見に行き、計測まではしませんでしたけども、自分たちの鼻で見て、あるいは向こうの方も立会いされた中で、そしたら一旦、これ、移転はこういう形で進みますけども、その中で折り合えるところを話し合っていきましょうという前提やったはずなんです。それがまた、もう決裂してる状況になってきてしまってるので、その辺りの食い違いが、何か顕著になってきてるのかなという気がします。このまま行ったら、どっちも平行線じゃないですか。逆に、今後対応をどう考えてはるのかというのを逆に聞きたいです。議会に、行ってもう一回現地確認してくれと言うんやったら我々も、それこそ委員長にお願いして行かんとあきませんしね。その前提のところはまた変わってきてるのかなという気はするんですけども、委員長、いかがでしょうか。

藤井本委員長 これ、するときから、慎重に私もだいぶ時間を取って話もしたし、慎重に議会では議論したということは後に残ってると思います。民主主義にのっとってあそこになったというところですけども、今、奥本委員からあったように、今になって思うんですけど、あのとき私らも見に行っているわけ、あの場所に。それはただ置いてあるところに行った。臭いのする日というのは、さっきから月に3回ですか、4回ですか、何返しというの、あれ、攪拌というんですか、攪拌するときに臭いがわーっとするわけです。ここに、苦情があるわけですよ。だから、この議論を進めていく中で、今おっしゃったように、言うてはるように、私もこの攪拌の日に行ったことないですよ。実際それを委員会で、これを進める前提として、行っておきたいなということをお話しようと。上というんか、家に近いのは平岡ですよ。平岡の方は、この日は洗濯をせえへんねんと。でもそれがほんまなのかどうなのか、というのはちょっと失礼か。どういう臭いなのかというのを、私も知らない。だから、これは本当に委員会として、議論に入っていく前に確認したいなというふうに私も思ってるんですけど、皆さん、どうですやろ。

杉本副委員長。

杉本副委員長 行くのは全然いいと思います。僕、この陳情理由のところ、今、臭いとかのことにに関して、これ、ちゃんとやってねというのが、決めるときというか、話し合ってるときに、条件やったような気がするんですよ。ほんで、返し作業、これ、ずっとやっていたわけやから、向こうへ行って初めてやったわけじゃないじゃないですか。ここに書いてあるのは、課長とかも行っておられるわけじゃないですか。行ったって書いてあるわけですよ。でも、ここに書いてあるのは、生ゴミ特有の強烈な臭気が周辺一帯に広がり、住民の生活環境が深刻に侵害されている現状と書いてあるんですよ。これ、どっちがほんまなんですか。ここにはこう書いてありますが、これやめてやって、僕、それを注意してやってねと言って、プラス、いや、ほかのことは一旦いいとしても、その臭気に誘われる形でイノシシ等の獣害が出たというの、これ、出てきてるんですか。どうなん、ここの真理をちゃんと精査し

てください。僕は、臭いをしに行くのは絶対行ったらいいです。人数が多かったほうがいいでしょう。この家とこの家に立っておいてと言うて、臭いがあるかどうか、みんなでそないやったらええけど、僕、これをちゃんと注意してねと、僕は委員会で、最後の条件としてやったと思うんです。だって、そういう意見が出てたじゃないですか。これをちゃんとやるという約束でやっていたような気がするんだけど、やってないということですか。そもそも臭いがほんまにしてるんですかと、そもそもそこからですわ。これ、あそこができたことによってイノシシが爆増しているんですかと。そこからという話やと思います、僕。だって臭いがするのはもうある程度は分かっていたし、それを気をつけてくださいねというのはもう言うてた話じゃないですか。いや、それ以外のことで上がってきてるんやったら、レッドゾーンとか、これやったらまだ分からんでもないけど。これだけ注意はしてね、市としてはと。やりますと言ってたのに、その辺の対応、これ、どうやられてたんか。もう臭いが民家には届いてませんから、届いてませんで突き通したら、それはあかんと思う。僕らも調べに行かなあかんと思うけど、何かそこが甘かったんじゃないのと思うんですよ。この2点は書かれたらあかんような気がするんですけど。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

臭気のこと、事の発端は、冬場の北風の強い日なんですけども、その日に、当然先ほどからご説明させていただいておりますように、堆肥場では臭気が漂ってるのは事実でございます。ただ、それが強い風に乗って民家のほうへ流れて、その日から、地元の方が、毎回この現場に足を運ばれるようになったということが事実でございます。それまで堆肥場は10月から稼働しておりますので、北風に乗って民家に流れ込むまでは、このお話はなかったのは現状でございます。また今後、我々も当時の担当者も、風の強い日、今もそうですけども、風の強い日は切り返し作業をやめてほかの日にするということで、臭気対策はさせてもらっております。先ほど部長のほうからも説明したように、消臭剤なども使いながら、できるだけ臭気を抑えるという努力もしております。

また、イノシシの、副委員長、いい言葉を使われて、爆増してるのかというお話なんですけども、イノシシは当然臭覚が強いわけでございます。生ごみと書いてありますが、おひさま堆肥なんですけども、施設に持ち込まれるときにはもう既に一次発酵された状態です。その発酵したものをイノシシが好むという学術的なこともございませぬし、その周辺での農業の米を実際作られてる方もおられますし、イノシシが通っておれば、農業被害も甚大なことが起きるかと思いますが、可能性がゼロではないとは思いますが、これが施設ができたことによって、このことを原因としてイノシシが急増してるという事実はないと考えております。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 風が強い日にやらない対策で、納得されてるんですか、その方が。ここには周辺一帯にと書いてあるんですよ。それは、大きく言うたはるのかは知らないですよ。僕、それは調べに行ったらいいと思う、みんなで。ただ、ここに書いてあることは、一旦今の段階で、僕は、書かれちゃってるから、大丈夫なん、対策してんのと、それはこの前、僕、何回も言

いますけども、この2つは注意して努力しようねという話になっていたからね。それで納得しないからここに書かれてるんじゃないですか。

イノシシも増えてるから書かれてるんじゃないですかという目で見てるんですよ。ゼロやったらゼロでいいですけど、それを実証してもらわなあかんからね、逆に。それは被害が被害件数として出てないということでもいいんですか。

臭いもそこから対策して、風が強い日にやめました、すいませんでしたと解決したんですか。その周辺一帯のと書いてあるからね。それが解決してないから書かれてるんじゃないのと僕は思っちゃうから聞いているだけです。ちゃんとやられるてんやったらやってると言うていただいたら、僕はそれで安心しますよ。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 なかなか、人によって感覚も違うので、言葉尻で何というんですかね、一帯と言ったら、我々の一帯というのは平岡区全体なんですよ。でも、実際に一番臭うのは本当に一番近い、僕は2軒だと感じております。私も休みの日も周辺、走るのが好きですから、その辺を走り回ってますので、それで、臭いも、お話をされる方とも実際何度もお会いして、今日臭ってませんか、臭ってますかというお話もしております。実際この一円という言葉、それぞれ言葉の使い方でどうしても誇張される部分に聞こえる部分もあるので、なかなか難しいんですけども、ゼロか100かという議論にどうしてもなりつつあるので、獣害が、先ほども言ったように爆増したという話ではないですし、イノシシ自身がこの堆肥場が基で増えるわけではなく、ほかの要因で、イノブタになってるので、どうしても繁殖力が強いので、それが増えてるわけで、また、猟友会の方も頑張っているんで、この施設があって先ほども言ったように一次発酵の臭いに寄って来るとい、そういった事実ではないので、これはまた切り離すべきだと私は考えております。また、臭いについても、これも対策を講じてきたんかできてないかという、100%はできてないというお答えでとどめるしか、今のところはないということでご理解ください。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 そしたら、課長としてはやることはやっていただいているということで、僕はもう安心しましたけど、今、ちょっと話がそれましたけど、じゃあ僕らも見に行きましょうという話になりますわね。その2軒、ほんまに2軒なのか分からんしね、僕らも、意外と。それも踏まえて、臭いとイノシシだけはちゃんとやってと僕らも言うた手前、それはちょっと見てもいいんじゃないかなと思いますけどね。

藤井本委員長 ほかに。

川村委員。

川村委員 この件、本当に、当初委員会の途中で、我々議会としても、議決をさせていただくのに、現地に行って、特に臭いに対しては様々な議員が聞いたと思うんです。その際にも、その後、移転して、環境、条件が変わってきてますので、高架下とまた違うので、その条件が変わった中で、何か住民がそういうことを指摘した場合は、市としては真摯に受けるということを経験して、条件で議決しました。やっぱり住民側の立場というの、全く臭いはしないわけじゃないし、

臭いというのは、皆さんがよく市民の幸福感というところに、臭いというのは、やっぱり非常にそこで気持ちが落ちていく、そういう要素があります。騒音もそうですけど。その対策に努力したのか、してないのかというところら辺との住民さんとのボタンの掛け違いの部分が大きいのかなと思うんですけど、これは大字のフォーラムというのは、11月からフォーラムされてないのかな。住民さん、もっといろんな方に話を聞く機会というのは、平岡はまだフォーラムはされてないんですか。市長が直接聞かれるということに対して、住民さんもやっぱり言いたいから言われる、その機会をそれをまず確認しておきたいのと、やっぱり、陳情、議会に来てますけども、じかに副市長も行っておられますので、副市長がそのときに感じておられることについて、担当課だけじゃなくてちょっと副市長の見解も聞かせていただきたいと思うんですけど、どうなんでしょうか。

藤井本委員長 フォーラムでどういう意見が出たというのと、部長が行ったときどうやったと。葛本部長。

葛本市民生活部長 4月早々に平岡で市政フォーラムがございました。順番で部長が当たるんですが、私、たまたま平岡のほうに当たりまして、行かせていただいております。フォーラム、中の時間では特段この堆肥場のお話はされなかったような記憶がありますが、始まる前、それから始まった後で、お集まりいただいた区長さん、それから、役員さんたちからいろいろお話は聞かせていただきました。私は異動して早々でしたので、なかなかそういう機会は今までなかったものですから、その場でいろいろ聞かせていただいて、その次の日、たまたま切り返しの日もありまして、行かせていただいて、いろいろ教えていただいたという経緯がございます。

以上です。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 この陳情書に私の行ったというふうに書かれておりますので、私のほうからもちっとお話をさせていただけたらと思います。現に当日このメンバーで行かせてもらいました。それで、その日は結構穏やかな日で、風等はなく、普通の日だったと思います。その中においては、ヤードの中、攪拌しているところ、その間際まで行けば、木村委員おっしゃるように、かなり一次発酵したものとはいえ、攪拌するとやはりそれなりの臭いはします。これは現実です。ただ、ヤードから、徐々に僕、歩いて離れていって、どれだけ臭いがするかというのを確認いたしました。すると、離れていくごとに、やっぱり臭いというのは、私ですよ、私の感覚で言うと感じないんですよ。木村委員はどこで見られたか分からないですよ。僕の感覚です。その攪拌しているところからどれぐらい離れたら臭いがせえへんのかなというのを僕は歩いて確かめました。すると、やっぱり離れていくことに臭気というものはやはりなくなっていくんです。それをどの程度、感じる方が、これが臭気なんやというのを同じところで、実際議員の皆さんも、ちょっと行ってもらったら分かるのかなというふうに思います。やっぱりそれなりの感覚の違いはあんなのかなと思いつつ、私の感覚ではそういう間近に行って、上も下もいろいろ行きました。ほんで、ここが一番臭いのする住民のお宅やということで、その近くまで行って臭いはしました。でもその日は、私の感覚では全くなかった

という感覚でございます。

ただ、先ほど西川課長の答弁にもありましたように、冬の季節、北風が吹いて、かなり強い風が吹く、そうするとやっぱり風にあおられて臭いが上に行くのはあるのかなという感覚は私の中ではしています。ただ、それが毎日かというのと、攪拌するのは月に3日なので、3日という部分でなのかなというふうには感じました。それ以外は、うちの対策としては、攪拌しているところの堆肥のところに毛布をかぶせたりとか、今さっき言いました消臭剤を打ってるとか、いろんな対策を講じてやらせてもらってる。これであかんかったら、また次、何々しようという計画も我々は持ってるし、それで対応は今のところはしてるというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

川村委員。

川村委員 そこが一番ポイントなのかなと、臭気対策ね。その日の条件、攪拌する、しないと、ここは神経が集中してるかなと思うんですよ。特にその部分の対策をしっかり強化していただくような条件をそろえる。もうこんな日はしません。しないようにしていただきたいというふうに市からお願いして、おひさま堆肥をやっている方にそういう要望をきちっと出してもらおう。それから、臭気対策の中で、その次の策も講じることも考えているということがどれほど進んでいくのかということも、この部分が解消すれば、全体的な鳥獣害等も、そういうことにならないのかなとは思いますが、その原因というのもそこにあるのかなと思うので、特にそこについての対策について、まずは、今、言うフォーラムの中では一部そういう話もあったんでしょうけども、住民さんがどれほどこの問題について生活を脅かされるというような感覚をお持ちなのかというところら辺はしっかりとヒアリングをしていただきたい。件数、1件1件でも聞いていただいたらいいと思います。そんなにたくさん件数ないので、どうですかということを丁寧にヒアリングしていただいて、住民生活がちゃんと安定していけるものなのかどうかという方向はお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 この委員会で、過去のいろんな議論、あるいは現地視察も通じて、移転を取りあえずは認めた上で、ただ現地と現地の周辺の方と、大字も含めて、ちゃんと話し合ってくださいよと、その上でそれぞれ共存できる場所を目指しましょうというところで、我々も確認したんですけども、ただ、いろんな意味で気になる方がいらっしゃるの事実です。それをやっぱり、そういう方に対して、いや、これはこうですもんと言うて、証拠を突きつけたところで、これって、気持ちの問題で受け入れないところに来てるんですよね。そもそもずっと行くと、やっぱり一番最初のことを思い起こしたら、隣接大字には説明があって、自分のところに説明がなかったと、そういうこともありましたので、そのところを今さらもうどうしようもできないんですね。そしたら、もうよそ行ってくれ、うちはもう絶対要らんねんというところ

と、いや、何とかお願いしますよというところで、妥協点を見つける、どうやって見つけるかなんですよ。それはやっぱり月3回行きましたとか、もう納得していただけるまで何回も行かんとあかんと思うんです。これはもう大変な仕事やと思いますけれども、その中で、市として、そしたらどういう対策を取っていきますという新たな提案をやっぱり重ねていかんとあかんと思うんですよ。今、やっぺいらっしゃるのが、風の強い日は作業中止するとか脱臭剤をまくというところも、対症療法じゃないですか。もっと根本的なところを調べられますか。今、短時間ですが、私、環境省といろいろ情報を調べたら、実は鳥取県が、県が開発した脱臭装置という仕組みがあって、これが非常に有効やと。ガラス素材を使って、半永久的に更新も必要なくて、環境負荷もほとんどないやつが鳥取県が開発したやつがあるらしいんですが、そういったものを、これを造るとしたらお金かかるんですけども、本当に葛城市がこの施設をずっと永久的に維持していきたいというのであれば、そこに対してお金をかける気はありますか、こういうのを調べてありました。これを導入しようと思いますとかそういう情報の提供も含めて、お話をしていかなと、いつまでたっても駄目やし、もう向こうの方も、こういう市の対応やったら、気持ちが先に立って、もう絶対要らんねんというふうになってきてるじゃないですか。そこを解きほぐさん限りは、これ、前へ進まへん、解決しませんよ。かといって、そしたらよそへ持って行けと言われたとしても持って行くところなかったんでしょう。ほんだら、あとやめるしかないじゃないですか。でも、市としたらやめたくないんでしょう。そここのところの折り合いをどうするかというのを、もう少し知恵を絞らんとあかんと思いますわ。ちなみに、今、見ていました鳥取県が開発した方法、科学的脱臭と生物脱臭を使ったやつ、名前はここに書いてないけど、ガラス発泡方式と書いてますので、1回ちょっと調べてみてください。もしそういうのが比較的低価格で導入されるんやったら、それも導入するというのは1つの方法かもしれない。やったところでそれが納得いただけるかどうか分からんけども、いろんな、根本的にもう臭いを出さへんとかいうところに、今、対応しますと。作業とかその辺の手順でやるような対症療法やったら、もう納得を得られないような気がしますので。

藤井本委員長 もう答えはええですか。

ほかに。

早く解決したいんですよ、みんなね。その中でいろんな意見をいただいたと思います。私、気になってるのは、葛本部長、替わられて、去年の11月から、これに関して膝を突き合わせて、話を半年以上していないというところに、私は問題もあるんじゃないかなあというところというのが、私は思っています。

こういう場面というのをつくらなあかんとは思いますが、今回議会に対して陳情書が上がってるという原点に戻っていただきまして、この件、いろいろこれから審議、議論していく中で、まず攪拌する日の現地を見たいと思いますけども、それを見た上で話をこれからまた進めていくということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうですか。特に臭い、攪拌の日に行かないと。月に3回あんねんね。それは追って連絡をしますけども、なるべく近い間に行かしてもらおうということで、それも肌で感じた上で、議論していきたい

と思いますけど、それでよろしいか。

(「はい」の声あり)

藤井本委員長 ということで、この陳情書に関してはそのように進めてまいりたいと思います。

それでは、ここで、お昼休憩をいたします。1時半に再開いたします。

休 憩 午後0時22分

再 開 午後1時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2番、保育と教育施設に関する事項についてを議題といたします。本件につきましては、内容として3点ございます。

まず、1点目として、忍海小学校区学童保育所工事について報告がございます。

それでは、理事者より説明をお願いいたします。

新澤子育て支援課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、令和8年5月29日の臨時会において、厚生文教常任委員会に付託されました工事委託契約の締結についての審査の中で、木村委員から、忍海小学校前の道路は大型車両の通行規制があると思うが、確認しているのか。また、大型車両が通行することになった場合、児童や保護者の安全対策をどのように考えているのか。橋の耐荷重や大型車の通行可否まで確認しているのかという問いがございました。その問いに対しまして、改めて確認させていただきましたので、回答させていただきます。

まず、ご指摘の忍海小学校前の道路は大型車両の通行規制がございます。大型車両の搬入を前提に道路の大型車通行規制の解除手続、搬入経路、橋梁の通行可否については、いずれも設計段階で確認、調整を行っております。その上で、大型車両の搬入時には交通誘導員の配置や搬入時間の調整など、児童や保護者の安全確保を最優先に、安全対策を十分講じながら工事を進めてまいります。

続きまして、工事の進捗と今後の予定につきましてご報告させていただきます。

令和8年5月29日に工事請負契約の締結について議決をいただき、その後、事業者と6月9日に、今後の工程について初めて打合せを行いましたので、お配りしております資料に基づき、説明させていただきます。

まず、初めに、行程表には記載しておりませんが、6月13日土曜日に、今まで使用しておりました専用学童施設から引っ越しをし、6月15日、今週月曜日からお借りしております校内の2つの教室において、学童保育をスタートさせていただいております。工事期間中は専用施設に比べると手狭な状況ではございますが、児童の安全確保を最優先に、必要に応じて教室の使い分けや活動内容の工夫を行い、学校とも連携しながら運営し、対応させていただきたいと考えております。

それでは、忍海小学校区学童保育所施設整備工事の概略の工程表をご覧ください。一番上の赤い矢印の部分です。

まず、来週月曜日の6月22日から6月末まで、仮囲い等の準備工に入ります。そのあと、

黄色い矢印で示しておりますとおり、7月初めから7月中旬まで、旧忍海学童保育所の解体を行います。

続いて、7月中旬から7月下旬までは緑の矢印になりますが、校舎沿いにございます二宮金次郎像、それと、時計台や周辺にございます希望の像、それらをそれぞれの場所に移設するための外構工事に入ります。それが終わりましたら8月頃から水色の矢印で示しております新しい忍海学童保育所の建築工事に入ります。また、外回りの工事等が終わる11月頃からは、内装の工事等と並行して、緑の矢印で示しております駐車場等の外構工事も同時に行い、令和9年1月末頃にはほぼ工事は完了し、2月頃からは試運転や機器等の調整、竣工検査等を経て、2月19日完成予定としております。そこから引っ越しや支援員と運営についてのすり合わせを行い、遅くとも3月中旬までには開所式を迎えられるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明をいただきました件につき、質問等ございませんか。

木村委員。

木村委員 よろしく申し上げます。調べていただいてありがとうございます。設計に初めから入ったということで、確認が取れたので安心しました。

今回ですけれども、もうほぼ1か月たたれて、これ、工程表に関しては業者さんが多分つくられたと思うんですけれども、葛城市としていつもこういう説明の仕方、僕まだ新人なので分かりかねるんですけれども、ちょっと分かりにくいかなと思って。僕の意見として、施工フローと業者さんに言っていたら分かるので、流れることが分かって工程表と一緒に見たら、何をするか一番分かりやすくて、ほんで、今、土日祝日とか、その辺もこれ、何も分からない、やる、やらないも分からないので、その辺のお返事、やるかやらんか、いただきたいのと、あと、仮設に入られるということなんですけど、その仮設図も今後見れるのか、安全通路とか、その辺も確認したいのと、搬出搬入計画に関しても、今、設計であると言うてたんですけど、その辺も、どこを通られるのか、ちょっと見たいなと思うんですけど、詳しい図面等あるのか教えていただければ。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 土曜日、日曜日、祝日ですが、こちらのほうは工事はございません。平日の大体登校が終わった落ち着いた頃の9時頃から夕方5時頃までで行うと聞いております。たまにどうしても子どもたちがいる間ではできないこともあるかと思いますが、そのときは土曜日、日曜日、臨時的に入るというふうには聞いております。また、仮囲い等の図面等、今、手元には持っておりますが、図面としてはいただいております。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 あるんやったら、ここに補足資料でもいただけたら、ちょっと見て、指摘、ここ、危ないんちゃいますかと言えるあれもあると思いますので、お願いしたいです。

土曜日、日曜日はやらないということなんですけども、それは徹底されてるのかなと。特に建設業者は土日、祝日にやられる流れもあるから、そこだけ、ほんで、やっぱり運動場、

土日祝もやっぱり野球とかいろいろ子どもたちも来られるので、その辺の配慮もしていただきたいのと、あるので、その辺だけしっかりもう一回確認していただいてやっていただきたいのと、また、搬出搬入の図面とかその辺だけまた見たいので、もしよければ出していただければと思います。

以上です。

藤井本委員長 図面は後日でいいですか。

木村委員 後日で。

藤井本委員長 後日提出ください。

質疑、ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、次に、2点目として、学童保育所における小学校長期休暇中の昼食の提供に関しての報告がございます。

それでは、理事者、よろしくお願いします。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

学童保育所における小学校長期休暇中の昼食につきましては、保護者の昼食の準備にかかる負担軽減のため、昼食の選択肢の1つとして、希望者については外部事業者によるお弁当を学童保育所に配達していただけるような方法がないのかなども含めて、現在調査研究させていただいているところであります。令和7年度の冬休みに、具体的なニーズ、また本格的に実施した場合の問題点等を把握することを目的といたしまして、事業者の協力の下、学童保育所への昼食宅配を試験的に導入させていただき、導入後に児童の保護者と学童保育所の職員にアンケート調査を実施し、令和8年3月の委員会で報告させていただきました。その結果を踏まえ、一定のニーズがあることを確認することができました。しかし、利用期間が短く、利用者数も限られていたことから、周知方法や運営方法を改善した上で、再度検証を行い、保護者のニーズや運営上の課題をより正確に把握するとともに、再度長期休暇中の昼食の1つの選択肢として、保護者の負担軽減につながるかを検証するため、再度実施させていただくことといたしましたので、まずはご報告させていただきます。

まず、実施するに当たり、参加条件や留意事項を記載して、ホームページでご協力いただける事業者を募集いたしました。その結果、市内にあります株式会社タクサンからご連絡をいただき、お願いすることといたしました。実施期間は、夏休みである令和8年7月21日から令和8年8月25日で、土曜日、日曜日、祝日及び事業者の休業日である8月11日から15日は除きます。お弁当の提供価格は税込み500円を予定しております。提供内容ですが、日替わりの弁当1種類で、ご飯の量につきましては、前回230グラムで少し多かったとの声が多くあったため、180グラムに変更させていただきました。また、事故防止の観点から、アレルギーへの対応はございませんが、メニューにアレルギー食材を表示することで、注文時に保護者が確認できるよう対応させていただきます。お弁当の注文方法ですが、タクサンが契約されている「おべんとね！っと」というアプリを利用し、保護者はそのアプリに必要な事項

を登録し、ご注文いただくことで、クレジットカード等により代金の支払いまで完了することとなります。また、注文及び変更やキャンセルの締切りは、土曜日、日曜日、祝日を除く前日の午後3時までとなります。以上の内容で、夏休み期間中、希望者には、昼食の提供を実施させていただきたいと思います。

なお、あくまでご家庭からのお弁当やパン等の昼食の持参を妨げているものではなく、各家庭の状況に応じてご利用いただけたらと考えております。また、実施後につきましては、利用状況や利用者、また職員のご意見等を踏まえながら、運営上の課題を再度整理してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

藤井本委員長 ただいま説明いただきました件につき、質問ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 ただいま報告いただきまして、業者さんが増えていってるということも、選択されるので、いいことかなと思います。前回、お試しでされてた業者さんも、当然、今、この長期休暇中は入られるという解釈ですかね。新しく、ここだけ。それはそういう今の調査の段階で1者にすると。理由というか、そこももう一回説明いただけますか。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 今回1者とした理由は、保護者の利便性と運営時の効率化を図るためです。複数事業者とした場合、施設ごとに申込み方法や支払い方法、また、キャンセル対応などが重なる可能性があり、保護者や職員の負担が増えることが懸念されます。また、アレルギー対応や衛生管理、また緊急時の連絡体制についても、統一した運用が可能となることから、サービス水準を均一に確保できる1者による実施が適当と判断させていただきました。なお、事業者の配送能力や提供体制については十分確認した上で選定しております。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 今回の8月までの夏休み期間中での対応ということでよろしいですね。分かりました。

藤井本委員長 いいですか。

ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 ありがとうございます。できれば、まだ試験中ということで、大成功に収めてほしいんですけど、業者さんが変わったということなので、味は試されているのかなあというのと、感想と、あともう一つは、僕、これが一番最大の山場というか、めちゃくちゃ頑張ってほしいんですけど、保護者の方々にチラシとか、そういうのをやられるのかなあというのをちょっと確認させてください。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 お弁当のほうなんですけども、試食をさせていただいております。部長、課長、係長、それとあと主任支援員のほうと、させていただいております。

あと、保護者へのチラシの分なんですけど、もちろん1件ずつ、一応7月、8月の夏休み

の利用者の分については、配付させていただこうと思っております。

以上です。

藤井本委員長 試食した感想とかですね。試食しましてんというところで終わってるから、どうやってんという話です。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 お味のほうは、冷たい、学童に搬入されると同じ条件で試食させていただいたんですけど、本当にご飯もそんなに硬くなく、ハンバーグだったんですけども、味もしっかりしていて、食べやすかったと思ってます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 そらそうですよね、あかんところを使うわけがないので。いろんな注意事項があると思うんですけども、できるだけうまいことやっていただくのと、あとメニュー表みたいなんはないんですか。向こうの自由という感じなんですかね。何か一応設定としては日替わりで、中身はその日じゃないと、それはちょっとおかしいもんね。その辺はどうなんですかね。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 メニューなんですけれども、一応業者のほうからカロリーと栄養面も考えられて、もう夏休み期間中のほぼほぼメニューを確定していただいておりますので、また、ホームページへ掲載したり、また、アプリで注文するときにはその日のお弁当というのが載ってきますので、そこにどんな食材を使ってる、どういうカロリーがあつてとかというのも載せる予定をしておりますので、日々注文される日の分を見ていただけたら分かるようになっております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしく願いしておきます。報告が来るのは9月議会ですかね。楽しみにしてますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

福本委員。

福本委員 よろしく申し上げます。業者さんが替わられたということなんですけれども、申込方法だったりとか、そのほかこれが変わりましたよとかというのがほかにもあるのであれば、教えておいていただけたらなというふうに思います。お願いします。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 前回のアンケートでは、とても満足とか満足であったというご意見が多かったんですけども、その中で、使われなかった方のアンケートの回答で、価格が高い、また、申込み方法がちょっと手間だと感じたというご意見もございました。なので、そちらにつきまして、価格のほうは少し下げさせていただいて、500円で協力いただけるということでございます。また、申込方法につきましては、前回一旦料金の引き落とし口座を事業者に提出して、それを登録の完了してからお弁当の注文ができるような方法やったんですけども、今回は利用されているアプリをダウンロードされて、そこから自分で登録をして、その後登録が

完了すれば、もう使用していただけるという方法になったので、ちょっと時間的にも短く手間は省けているのかなと思います。

あと、申込みなんですけども、前は4日前の5時が締切りだったんですけど、今回は前日の3時ということで、そこは改善できたんですけども、どうしても今回のアプリのほうは、事業者さんのほうは、キャンセルも前日の3時まで、前は当日の9時、対応はしていただいていたんですけども、結構そこでトラブルじゃないですけども、言った、言わないとかというのが数件あったんで、今回はもう前日の3時締切りという形でさせていただいております。大きな変わっているところはそんなところですよ。

以上です。

藤井本委員長 福本委員。

福本委員 ありがとうございます。最終的には本当に大きなトラブルなく、アプリでうまくことやつてもらえたらなというふうに思いますので、また、その辺りもよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 いいですか。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないですね。ないようであれば、次に、3点目として令和8年6月の保育施設の入所申込みの状況についての報告がございます。説明よろしくお願いいたします。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

令和8年度の保育施設の入所と待機の状況についてご報告申し上げたいと思います。

前回になりますが、3月の委員会におきましては、令和8年3月3日の時点でございましたが、令和8年度の施設入所者は1,147名で、待機児童は、通常待機は1名、特定待機は12名となる見込みとご報告をさせていただきました。その後の調整の結果、確定した4月の1日現在の入所の状況は、1,146名の入所、待機児童は、通常待機が1名、特定待機は10名となりました。直近で6月1日現在の入所者は、4月から23名増えて1,169名、待機児童は通常待機児童として3名、特定待機は16名となっております。年齢別の内訳ですが、0歳児が7名、1歳児が6名、2歳児が2名、3歳児が1名、4歳児が3名の19名となっております。

なお、1歳児以外につきましては、特定の保育所を限定されなければ、空きがある状況でございます。また、3歳、4歳の4名につきましては、民間のこども園に幼稚園利用として利用しながら、保育所利用としての2号認定の空きを待つ状況となっております。

以上が直近の入所と待機の状況のご報告となります。どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明いただきました件につき、何かご質問ないでしょうか。

川村委員。

川村委員 報告ありがとうございます。特定待機なんですけども、兄弟関係の同じ入所というところで待機になってるということも私も聞くんですけども、その辺の解消は難しい状況なのか、ちょっと教えていただきたいんです。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 ただいまのご質問の兄弟なんですけども、今、ご説明させていただいた19名中の、まず、うち12名が保育所に行きたいといういわゆる専願されてる方になります。19名のうち、兄弟入所で入所を待たれてる方が5名になります。この兄弟入所につきましては、できる限り兄弟一緒にしてあげたいという思いもありますので、年度当初、4月1日の入所の際には、優先事項として、例えば兄弟入所で加点するというような形で優先的に利用できるようにというような配慮もさせていただきながら、対応させていただいてるところではありますが、年度途中ということもありまして、年度途中から入所を希望されると、なかなか兄弟そろっていくのが、年齢によっては難しい状況が発生するような形になっております。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 年度当初は難しい。まだ最初はいいと。途中からは難しいということですね。特に0歳児とか1歳児、その辺と、上との兼ね合いで、保育士さんの関係もあるのかな。難しいですね。その事情で言うと、なかなか近いところとか、遠いところとかを別にしても、難しいのかな。兄弟はなかなか違うところに行くというのは難しいですね。加点がどれぐらい加点があるのか分からないですけど、その辺の解消、毎年この問題は起こってると思うんですけども、1桁になってるという状況の中で、今も19名の中の12名が専願やと、そこしか要らないということですけど、できるだけいい方法をまた考えてお願いしたいと思います。なかなかその兄弟で別々に行くということについては、やっぱり待機しかないんですよね。待ってないと仕方ない。そしたら3歳ぐらいになったら、その枠というのが広がるんですかね。ちょっとそこだけ。1点だけ。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 今、ご指摘いただきましたとおり、3歳、4歳、5歳になってきますと、いわゆる保育士1人につき見れる人数というのはかなり増えてきますので、上にお兄ちゃん、お姉ちゃんが3歳、4歳、5歳にいて、0、1、2歳で待たれるというのがやっぱり多いですね。年齢が上がるにつれて確かに兄弟そろって行ける確率というのはぐんと上がってくるのかなというふうに思ってますけども、せっかく通常待機も減ってきてますので、兄弟入所できるような方向では、この先も、今までに増して考えていけたらなというふうには考えております。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 親の就労が3歳までなかなか待てないという状況が、これが一番しんどいところやと思うんです。だから、3歳から兄弟が入るということは、もうほとんど年子さんとか、年齢が近い状況しかないわけで。だから、その辺りは、どのぐらいの就労か、今は就労だけで条件を出さないですから、余計難しいところ、特に特別な加点というのも難しいのかもしれないんですけど、実際に、兄弟で、お母さんが就労できない、お父さんが就労できないということになり得るということが一番の問題なのかなと思うんですけど、せっかく上のお子さんが入っても、できないということなので、これからいろんな方法をまた研究していただいて、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、(2) 保育と教育施設に関する事項については、以上といたします。

職員の方の入替えをお願いいたします。

(職員入替え)

藤井本委員長 次に、(3) こども・若者家庭センターに属する事項についてを議題といたします。

本件では、前回までの本委員会での議論を受け、現在の対応状況等についてと、前回に出た質問のうち、回答をいただけていない部分について報告をいただきたいと思います。

それでは、理事者、報告をお願いいたします。

川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 失礼いたします。こども・若者家庭センターの川崎でございます。

まずはこども・若者サポートセンター並びに令和8年度に本格実施いたしましたこども・若者家庭センターの支援体制につきまして、議論を深めるこのような機会をつくっていただきましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

委員の皆様から頂戴しております現場に即した貴重なご指摘やご提言を真摯に受け止め、よりよい支援体制の構築につなげてまいりたいと考えております。

それでは、ご説明申し上げます。

1つ目、これまでも課題となっておりました医療機関との連携についてでございます。発達障がいを含むこども・若者支援につきまして、医療機関との連携は重要なものと認識しております。医師の診断に基づき、福祉サービスや特別支援教育が組み立てられており、必要な支援を必要な市民に届けるための医療機関との連携は必要なものと理解しております。医療機関受診の逼迫の状況もあり、現在の受診待ちの状況の解消に向けまして、医療機関リストを提示するなど、重要な対応を努めております。

2つ目、こども・若者家庭センター設置による支援体制の強化についてでございます。令和8年度からこども・若者家庭センターを本格実施し、従来の健康増進課が担う母子保健機能とサポートセンターの児童福祉機能を1つの課に統合いたしました。これにより、課をまたぐ際の個人情報共有の壁を解消し、妊産婦から乳幼児、学齢期に至るまで取りこぼしのない伴走型支援を強化してまいります。また、統括支援員には、専門研修を修了した職員を配置し、多職種が連携して個別のケースに支援を届けることができる組織を構築してまいります。

3つ目、学校及び関係現場との連携強化についてでございます。前回の委員会でも、教育現場との連携不足というご指摘をいただき、真摯に受け止めております。教育委員会、あるいは学校で協力して実施していただいておりますケース会議は必ず月1回、徹底していただ

いております。巡回相談員である臨床心理士が教員と専門的な視点を共有し、不登校や行き渋りのある児童・生徒に対し、アウトリーチ、家庭訪問を含む早期介入を行う体制を強化いたしました。また、いわゆるグレーゾーンと呼ばれる児童につきましても、就学後も引き続き見守りを行い、学校や保護者と密な情報共有を行うことで、環境の変化等による二次障がい防止に努めてまいりたいと考えております。

このように、これまでと変わった点といたしましては、1つ目、発達障がいの診療に係る医療機関リストをこども・若者家庭センター内に常設しまして、来所された方がお持ちいただけるように対応のほうを取っております。

2つ目、こども・若者家庭センター設置による支援体制の強化につきましては、まずは係が母子保健係とこども・若者支援係と子育て支援センターという3つの係に分かれましたが、まずは年齢別に行きますと、母子保健係で母子コーディネーター会議を持ち、係内で全てのケースを確認します。その上で、家庭支援部門とともに母子会議を持ち、ケースの共有と母子保健、家庭支援、両方からの支援を組み立ててまいります。また、必要に応じて個別にケース検討会議を持ち、母子保健と児童福祉の一体運用での支援を組み立てていきます。統括支援員についてですが、専門研修を修了した職員を配置しております。多職種が連携して個別の支援をマネジメントする体制を構築し、支援の継続性を担保していきたいと考えております。統括支援員につきましては、現在、母子保健、児童福祉、学校領域の経験のある統括心理士にお願いしております。統括支援員になるための専門研修につきましては、昨年度、この統括支援員、それ以外には所長の私、あるいは社会福祉士、臨床心理士も受講し、複数の視点で母子保健と児童福祉の一体運用の構築を推し進める体制をつくっていております。これに、令和8年度は保健師も統括支援員の専門研修の受講を計画しております。

3、学校及び関係現場との連携強化についてでございますが、こちらも教育委員会、学校の協力の下、全ての小・中学校において、臨床心理士などの専門職が参加するケース会議を月1回必ず実施していただいております。これを充実させることで、個別の児童・生徒に対する臨床心理学的な見立てと教員の先生方によります教育的視点を共有する体制を強化し、支援につなげていくということを考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明いただきました件につき、ご質問ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 説明ありがとうございます。統括支援員になるための研修ということ具体的に進めていただくということを検討していただいたということでございますけども、それぞれ立場の違う方たちとのケース会議、これが一番、これから積極的に進めていただくということなんですけども、臨床心理士のタイプ、どういった専門の臨床心理士かというところら辺のことは、うちの葛城市にいらっしゃる臨床心理士さん、どういうことが専門でされてきたという方がいらっしゃるのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

葛城市で会計年度として雇用しております臨床心理士につきましては、基本的に、特定の領域にこだわった活動をしてきた臨床心理士ではなくて、地域で活動できる臨床心理士としまして、医療領域、学校領域、福祉領域で活動経験のある臨床心理士を雇用しております。雇用する際の臨床心理士の特徴ですけれども、まずは多角的なアセスメントのできる臨床心理士、これは、子どもや保護者の心理状態を正確に把握して、各種の対応ができますように、あるいは目に見えにくい課題や背景にある心の傷などを的確に評価、アセスメントすることができることを求めています。また、関係機関との高度な連携ができますように、児童相談所、学校、医療機関、地域の児童支援拠点などでの勤務経験のある臨床心理士を雇用している状況にあります。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 多角的な、そういった、臨床心理士としてのノウハウを身につけていらっしゃる。私、ちょっとその辺は素人なので分からないんですけど、例えば発達臨床心理士、要するに児童福祉よりも、どちらかと言えば母子保健に特化した発達臨床心理士という比較的年齢の若い状況の中での専門に見るというところは、今回の母子保健について特に特化した臨床心理士やと見立ててるんですけども、その方はいらっしゃいますか。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 ただいまの川村議員のご質問にお答えいたします。

まず、前提といたしまして、発達臨床心理士の先生方は、子どもの発達上の課題や障がい、それに関わる先進的な支援などについて、高い専門性をお持ちの資格であるというふうに認識しております。現状としまして、発達臨床心理士の資格を持っている心理職は、こども・若者家庭センターにはございません。しかしながら、本市が設置しますこども・若者家庭センターの役割と、そこに求められる相談支援の性質を鑑みまして、臨床心理士を採用している状況でございます。その理由としましては、まずは、こども・若者家庭センター自体が、若者や保護者まで含めた幅広い対象年齢への対応力を求めているからでございます。当センターは、乳幼児から18歳未満の子どもだけではなくて、特定妊婦への支援から、おおむね40歳までの若者のひきこもり、ヤングケアラー、さらに、孤立する保護者のメンタルヘルスまで非常に幅広い年齢層を途切れなく支援する拠点として設置されております。臨床心理士は、子どもの発達心理のみならず、成人期、青年期の精神保健や家族心理に至るまで、全世代の心理臨床に精通している方を採用し、センターの全般的な相談ニーズに合致しておると考えております。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 まず、意見だけになりますけれども、今回、国が、家庭庁が、こういった母子保健から、うちは40歳までというくくりで、非常に幅広い年齢層の中でのそれぞれの年齢に応じた支援、要するに細かい支援、その段階に応じた支援、これが求められてるという背景の中で、先生、今、おっしゃったように、非常に40歳までの幅広い対応力の臨床心理士を置くのが葛城市

としての考え方やというふうにご答弁いただきました。

私たちも、議員のほうでいろいろと調査も勉強会もさせてもらってる中で、これはなかなか幅広い対応力ということに全部を受け持ってもらうには、非常にしんどいのではないのかなと。やっぱり発達専門に、特に母子保健の域にあるところに発達臨床心理士を置くのが妥当であるんじゃないのかなというふうなことを、我々も専門の大学病院の先生たちに聞いてまいりました。葛城市は、グローバル、40歳までを幅広く見てと言うけども、それは本当にそれが専門性を出していただいているのかなと。ここですよね。そういった組織を組むこと自体がちょっと無理な部分もあるんじゃないかと。やっぱりその年齢に応じた専門の域が必要ではないのかなというふうに私自身も思ってますし、いろいろと議員同士で勉強会に行ったときにもそういう回答を得てます。ですから、以前は発達臨床心理士さん、いらっしゃったんですよね。それがいらっしゃらなくなった段階で、いろいろ保護者さんの不満が出てきたという期間、いろいろそのプロセスを経て見たら、そういう状況になってたと。なぜ発達臨床心理士を置かなくなったのか。この辺が一番の我々としては、どうしてかなあと思うところなんですけれども、私はこれ、意見だけですので、今現状、先生が改善をこれからしていくということで、やはり臨床心理士が基本となって、今、臨床心理士でも幅広い対応力の臨床心理士さんがトップとなってやっていかれる中で、その体制づくりは、もちろんトップとしてはいいんですけども、その下の組織にやっぱり専門、専門というのを置いていかないと、実際の支援に対応しにくいのではないかなということ、ちょっと懸念してるということで、1つ意見として言わせていただきたいと思います。

以上です。

ほかの方、またお願いします。

藤井本委員長 これ、今、聞けないからあれだけど、まず聞きたいんだけどとおっしゃったので、発達臨床心理士さんが以前はおられて、今、おられなくなったということと言われて、そうですということですけど、まず何年前までおられて、ざっくりでもいいですわ、というのと、なぜおられなくなったのかという理由があれば教えてください。

それと、我々もちょっとその知識が分からないんだけど、心理士さん心理士さんと言いますけど、発達臨床心理士さんと、いわゆる心理士さんというのも、分類というたら失礼、専門というていいんか、おられるわけでしょう。その区分けというんですか、教えていただけたら、話が前向いて進むかな。

川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎です。ただいまの藤井本委員長のご質問にお答えいたします。

発達臨床心理士がおられたのは、センターができて数年の間やったと思います。私が所長になる前までやったかなというふうには思っております。それはプライバシーにも関わることですが、ご都合でお辞めになられたというふう考えております。

藤井本委員長 ということは、1人ということ。お一人おられたということ。

川崎こども・若者家庭センター所長 お二人やったと思います。

心理職ですけども……。

藤井本委員長 いやいや、なぜその方々が辞められて、おっしゃってるように、なぜ採用されなかったのかという。

川崎こども・若者家庭センター所長 その2人が辞められて、そのあと、心理職を採用してはおりません。それは臨床心理士が採用されておりますけども、心理士は採用しております。

続きまして、資格のことですが、臨床心理士以外にも、おっしゃるように発達臨床心理士でありますとか、あるいは学校心理士など、様々な学会認定資格として心理士は存在しております。先日から議論でも出ておりましたように、何年前になりますか、公認心理師という国家資格が動き始めております。公認心理師、すみません、正確に覚えてないのもう5年ほどになるかなと思いますが、公認心理師資格というの動き始めております。様々な資格がありますが、様々な資格を持っておられる方の大部分は、特に若い方は公認心理師を取得しておられると思っています。確認はしてないです。私も公認心理師試験は受けました。登録はしてないですけども、多くの特に若い心理士はいろんな資格を持っていても、公認心理師は取得するように、また、うち、こども・若者家庭センターに所属している特に若い心理士につきましては、必ず取得を勧めている状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 質問を続けましょう。

ほかにないですか。

奥本委員。

奥本委員 今の心理士の資格なんですけども、国家資格、民間資格、いろいろあると思うんですけども、今の先ほどの、臨床発達心理士が、これ、正解かな、発達臨床じゃなくて、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構というところを見てるんですけども、仕事として、やっぱり子どもから大人まで生涯にわたって支援するということをこの資格の目的とされてるようなんです。となると、今、葛城市が目指してる切れ目のない支援というところに当たってもらうにしては、この臨床発達心理士さんの割合を組織として増やしていくべきかなと思うんですけど、その辺りいかがなんでしょうか。今、全くゼロじゃないですか。ところが、市が目指してる方向性に合わせに行こうとすると、やはり臨床発達心理士の割合を増やすべきかなと、私は素人考えで思うんですけども、その辺の考え方をお聞かせください。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。

まずはすみません。私、発達臨床心理士と言っていました。申し訳ありません。臨床発達心理士の先生方にしましても、あるいは学校心理士の先生方にしましても、その多くは大学院修士課程を修了という資格になっておりまして、高度の専門性をお持ちの資格というところでは当然認識をしておりますが、おっしゃるように、発達部門に特化するとかそういう形で考えましたら可能性としてあるかなと思うんですけども、葛城市のこども・若者家庭センターにつきましては、特に切れ目のない支援というところで、町の心理士、町の心理屋さん、お医者さんも、大学病院の専門を持っておられる先生もおられたら、やっぱり町で開業

しているお医者さんもおられるわけですし、地域で活動できる、地域で子どもたちや保護者をサポートできる心理士を求めていますので、現状としまして、先ほどもご説明させていただきましたように、若者や保護者まで含めた幅広い対象年齢の対応力でありますとか、あるいは最近社会的に問題になっております児童虐待やDV、複雑な深刻な心の傷への対応の専門性、あるいは連携という側面で行きましたら、医療や福祉教育など、多分野にまたがるネットワークに関しまして、特に臨床心理士は学校のスクールカウンセラーのみならず、病院の精神科や児童相談所など、多岐にわたる機関で共通の専門資格として活動をしております。こども・若者家庭センターで雇用しております臨床心理士も、精神科でありますとか、あるいは児童相談所あるいは福祉機関、学校等での勤務経験のある臨床心理士を採用しております。それは、やはり地域で活動できる心理士を採用するということで、臨床心理士を採用している次第でございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 今、説明なさったところが、臨床発達心理士の役割というところと全く内容が、説明がダブってるんですよ。だから、何が違うのかなと私は思うんですけども、資格の名前だけが違うというのであれば、そんなに差異がないかなと思うけども、わざわざこのそういう境界まであるということは、やっぱり特化しているということですから、すみ分けができてるのかなと、私、素人考えでは思うんですよ。やはり、これ、先ほどの説明では心理士さんは修士の資格を持っていいらっしゃる方ということ、ドクターの資格、博士の資格は持っていられないということかな。もし、仮にそうやとしたら、ドクターの資格を持っている方の、また、専門性を生かすところというのは、また別にあると思います。医療機関もそうだと思いますけどね。そのすみ分けというのをもっと考えたほうが、連携にとって、支援を受ける方にとっては、もっと専門性のあるところはこちらに行きたい。一般的な地域とつながりはこうやとか、そういう選択の多様性というのを示してやるほうが本当はいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺り、いかがですか。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 ただいまの奥本委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように心理士の資格につきましては、多くの資格が修士となっておりますが、中にはおっしゃるように、ドクターコース、博士課程を終わられる方もおられます。博士課程を終えられた方の中でも、私も当然知ってる者もおりますので、その中でもスクールカウンセラーとして地域で活動しておられる方もおられれば、当然大学で教鞭を取っておられる方もおられるというところで、資格自体はある意味、その資質の底を保障する資格でございますから、その資格を取得した上に、どれだけその専門性を積んでいくかということが当然、これは臨床心理士だけではなくて、発達臨床心理士にしても学校心理士にしても、最低限のところを保障する資格の上に、どれだけ自分たちで、その上に専門性を積み立てていくかという話になってきますので、修士なのか、博士なのか、あるいは、経験で領域が分かれるというのはなかなかちょっと難しいところがあるかなというふうには思います。さらに、

今、おっしゃいましたように、例えば地域だけでカバーしきれないケースもあるじゃないかというのは当然考えられるところでして、その際には当然、より地域の相談室よりも高度な支援のできるところにつなげていくというのは考えております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 高度な支援ができるようにつなげると、それはそのとおりだと思います。やはり医療もそうですし、こういう臨床心理士、心理士さんの働く場の世界においても、日々やっぱりその知見が積み上げられて、新しい対応方法というのが生み出されてると思うんです。やっぱりもっともっと細分化した専門性が追求されてる世界だと私は思うんですね。となってくると、やはりうまくすみ分けしながら連携するということのほうが、支援を受ける方にとってはメリットがあるんじゃないかなと思うんです。それは、できたら1か所で全部ワンストップでできたらそれは理想的ですけど、やっぱりそういうわけにいかない周りの状況もいろんなケースが増えていると思いますので、ちょっとその辺りをうまく連携できるようにすれば、もう少し、運営もいろんな方に受け入れてもらえるような形になるんじゃないかなと思うんです。言いつ放しですが。

藤井本委員長 ほかに。

福本委員。

福本委員 福本です。よろしくお願いいたします。

まずなんですけれども、今まで言われてきてたものというので、陳情書で出てきてる部分でもそうなんですけれども、これ、一番、僕自身ちょっと思ったことですよ。失礼なのかもしれないんですけども、一番見てほしいと思っていただいてるところというのは、グレーの子たちの部分やと思うんです。医療の関係リストとかそういうのも、もちろんグレーの子たちにも必要だと思うんです。多職種連携についても必要なことやと思いますし、ケース会議についても必要なことだとは思ってるんですが、先ほども臨床発達心理士さんではなく、もう心理士さんが広く、広く見るんだというふうにおっしゃっていただいたんですけども、これ、やっぱり問題となっているところはグレーなので、ある程度その専門性、いろんな多角的な角度から心理士さんが多分見て、検査をして発達テストをやったりだとかしていただいてると思うんですよね。でも、運動器の観点から見ることで、あるとは思いますが。そこのところで、心理士さんたちの感覚として、そういう多職種連携、そういうふうな連携というのはどういうふうに思われているんでしょうか。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。福本委員のご質問にお答えいたします。

まずは先ほどから話に出ております臨床発達心理士さんについてですけども、そうなんです。心理士としての資格としては、本当に皆、それぞれ立ってるものですので、以前、臨床発達心理士の先生がお辞めになるときに推薦された臨床心理士に入っていた子もいるんです。当然その方はメインは発達をメインに見ながら、発達だけではなくて、スクール

やとか、あるいはその親御さんの相談にも乗れる方ということで、その臨床発達心理士の先生に推薦していただいた方に、今、こども・若者家庭センターでもご活躍いただいているような状況にあります。さらに、それ以外にも心理士以外の専門職というのはいるのではないかと。その専門職との連携に関してはどう考えてるのかというご質問だと思うんですけども、それにつきましては、今も、前回の委員会でもご説明いただきましたように、昨年度は厚生文教常任委員会で竹田市のほうに視察に行かれました内容等もお聞きしております。また、県内の他市町村の状況等も調査に取りかかせていただいているところですので、今後調査、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 福本委員。

福本委員 心理士さん、幅広くというところは、僕、よく分かってるつもりではおるんです。何でこんなこのグレーのところというところでどこをどうスクリーニングしていくんだと、皆さんが言っているのは、このグレーのところの段階で助けてほしいんだというところだと思うんです。いろんなところに勉強会に行かしてもらったりとか、僕自身もちょっと調べさせてもらったりとかすることもいっぱい頑張って調べました。その中でも、やっぱり運動器の中で僕のほうからは調べてるんですけども、スクールトレーナーというふうな、そういうふうな制度もあると思います。そういったちっちゃな子、幼稚園の頃からそういうふうな運動の能力を見て、理学療法士さんがスクリーニングをかけていってくれるんですよね。運動能力を見た上で、発達を見るというふうなところもやっていただけるというふうなところもあるんです。もちろん、私、この間、一般質問でも、小学生たちの運動能力を聞かせていただいた部分もあるんですけども、そういうちっちゃな子たちの運動能力を見て、発達に対しての支援につながるということのは、僕、すごく大きなところやと思うんです。だから、先生方が臨床心理士として幅広く見ることに、これ、僕、すごく大事なことやと思うんです。我々医療従事者って、みんな幅広くある程度見ないといけない部分があると思ってるんです。ただそれでも、ここ、今、困っておられるのはグレーのところなので、専門的な分野をぎゅっと持ってきてもらうというのも、僕、1つの手だとは思ってるんですけども、そのところをもう一度お答えいただければよろしいでしょうか。

藤井本委員長 いけますか。

川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 ただいまの福本委員のご質問にお答えいたします。

当然、様々な職種、様々な資格をお持ちの方の中で、それぞれの専門性を発揮していただけるのを統合して、1人の子どもを見守っていかなければいけないという認識は、当然持っております。そのために、何をどうしていかなければいけないのかという具体的なものにつきましては、今、前回の委員会でもありましたように、葛城市は葛城市としての支援に関して成長してきたつもりなんですけど、それぞれの地域でそれぞれの地域に合った支援が成長してきているはずですので、その成長している地域の情報を集めて、実際に組み立てていくことができればというふうには考えております。よろしいでしょうか。

藤井本委員長 福本委員。

福本委員 もう意見になりますけれども、もちろん様々な意見、各市町村の、他市町村の動向を見たりだとかそういうこともすごく大切だと思います。葛城市は葛城市でという思いでやっていただいているのもすごくよく分かるつもりでもいてますし、ただやっぱり困ってる方のところに、どうフィットしていくかというところがすごくこれから大切になってくるので、今後の方向性というところで、せつかく今、ここまでに臨床心理士さん、つくり上げてきてくださっているものやと思うので、そこにまた、これから上乘せしていかなければいけないところやと思うんです。今のこの現状のままであれば、もう進まないような形になってしまっても、これは困るわけなんですよ。ここから進めていくために、どういった支援がこれから先もっともっとプラスしていけば、こういう困っておられる方々にとってプラスになるのかというところを私も考えたいですし、皆さんと力を合わせて、これからビルドアップしていく必要があると思ってますので、そのところはしっかりと一緒に勉強しながら、これからのことを考えてやっていただけたらなというふうに思っております。お願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 まず、最初に所長から、厚文で、この調査案件を取り上げていただいて、全員、前向いてやっていきましょうという話で、この前の答弁を聞いて、僕が問題だと思ってるのは、ほっとかれるとか、声を聞いてくれへんとか、それ、何でなんていうところがまず第一歩やったんですよ。ほんで、その話をして、この前答弁いただいて、ある程度一定のご理解をいただいたのかなと思いながら今日参加させてもらって、最初に川崎所長がだーっといろいろお話しされたことを聞いて、まあまあまあと思いながら聞いてたんですけども、この厚文の調査案件になってから、最初だーと言わはった、いろんなことやっていきますというのは、新たにやっていかはるんですか。今までやったことを再見直し、その中でも1つ、特に気になった組織づくりとおっしゃったと思うんですよ。そこに関しても具体的に教えていただきたいと思ってるんです。それは何でかと言ったら、切れ目のない支援でこども・若者サポートセンター、これ、めちゃくちゃ素晴らしいことやと思っていたんです。ただ僕、前も言いましたけど、ほかの自治体を見に行ったら、やっぱり専門的なところは専門的なところへ集中して預けてるんよね。これはこれでええこと、こっちはこっちでもええことやねんけど、ちょっと僕が気になってるのは、一定その部署、部署じゃないな、項目ごとにグラデーションがかかっているような気がしてしゃあないんですよ。そこがちゃんと組織づくりと所長が最初おっしゃったから、しっかり組織として対応していきますと、もうこんなん、そんな縦割りやんと言ったら身も蓋もなくなるんやけど、その中としても専門職、今、みんながおっしゃってることやと思うんですよ。それをどう考えていくのかというのが、僕は今やられてることは間違いなく、悪いことやってるとか、そんなじゃなくて、広過ぎて、声も多過ぎてグラデーションになってませんか、めっちゃ思うんです。それはよそを見てきて思うんです。

その辺の考えを、一番最初、1つ目は、今、最初おっしゃったこと、この調査案件になっ

てどう変わったのか。2番目は、組織づくりをどうしていくのか。3つ目が、専門的なというところとちょっと言い方悪いけども、切れ目のない支援というのはもろ刃の剣とは言いませんけども、幅が広過ぎても、要所要所でちょっと手薄になったりするんじゃないかなというのが僕はよそを見てきた実感なんです。それを他市に合わせろとは言わないですけども、今現状どうなん、それは忙しいでしょう、sonだけ幅広くやったらと思っちゃうんですね。この3つ、取りあえずお願いします。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えいたします。

調査案件にさせていただいて、何がどう変わってきたのかというところが1つ目のお問い合わせだったかと思っております。この要望書にしましても、この委員会でのお声にしましても、市民の皆様の声を集めていただいて聞かせていただいている声というふうに把握して、考えております。ですので、要望書の1つずつの自由記述でありますとか、あるいはこの委員会でもいただいたご意見につきましては、当然、センターに持ち帰りまして、センターの中でも共有を進めております。ご指摘いただきましたように、いろいろと様子を見ろで終わってないかというようなお言葉もいただいたのも、相談員1人ずつに確認のほうを全部取ってるところで、実際にこの調査案件にさせていただいて、センター内の活動を再点検する機会になったというふうには考えております。その上で、必要なところとしまして、先ほど一番最初にご説明させていただきましたように、1つは医療機関との接続のことで、やはり待機でありますとかそういう逼迫する状況がありますので、こども家庭センターも公的機関ですので、特定の医療機関、ここというのはなかなか申し上げにくいところですので、一覧表の形で提供をさせていただくということで、今、対応を取らせていただいております。

続きまして、2つの組織づくりと、3つ目の幅が広過ぎないかというところは、一緒に考えさせていただければと思うんですけども、組織づくりにつきましては、市区町村こども家庭センターという組織をこども家庭庁が旗を振りまして、令和9年度までに努力義務ですけども、市区町村で設置しなさいと。それは児童福祉と母子保健とを一体運営をしなさいという話になってきましたのは、基本的に母子保健というのは、ポピュレーションアプローチといいまして、全員、全ての市民に対するアプローチでございます。それに対して、児童福祉のほうは福祉サービスが必要な方への対応がメインになってきます。虐待でありますとかになってきますので、そちらはハイリスクアプローチという言い方をしてるんですけども、まずは、こども家庭センターの目的自体が、全員を対象にするポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの間に、境目ができてるやないかと。せやから、極端な話、0歳児、やっぱり虐待等で亡くなる子どもというの、0歳、0か月児というのが一番問題になります。そのところが児童福祉と連携して、連携ではなくて、もう連携というのは結局、責任の所在が明らかになりにくい側面もございますので、そこを一つの課として、1つのこども家庭センターとして責任を持ってちゃんとやりなさいというのが今回の組織づくりの意図というふうに考えております。

葛城市の現在のこども家庭センター、こども・若者家庭センターの組織につきましても、こども家庭庁発足当初に、こども家庭庁の課長等にも直接相談をかけまして、この形を考えているんですが、これで国の考えていることと間違ってますかというところを確認を取った上で、当時まだコロナ禍でしたので、オンラインで1時間ほど時間を取っていただいて、複数の課長クラスに入っていただいて、ご相談させていただいた上で方向性のほうを検討させていただいてつくらせていただいたような次第です。

幅が広過ぎないかというご指摘ですけれども、確かに、ほかの市区町村とは違うところもたくさんあると思いますが、全国的に言いましたら、葛城市と同じこども・若者家庭センターという形で設置しているところも複数ございまして、幅が広過ぎると見えるところ、そのグラデーションができてるとおっしゃるところを埋めていくのがこれからの課題かなというふうに、今お話を聞かせていただいて考えた次第です。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 グラデーションの部分というのと、組織の体制というのに、うちはめっちゃいち早くやったじゃないですか。全国的に広がってんのは今から用意ドンじゃないですか。そこに、いや、責めてるわけじゃなくて、やっぱりこっちは、もっと先進的なことやってるから、オリジナルでいった部分もあったかもわからないんじゃないのと思ってるんですよね。それがめちゃくちゃええところに回ってるところはそれでいいんですよ。ただ、ぼやけてるところというのが本当はないのかなと、よそへ行ったらすごい感じちゃったんですよね。その解決って、僕が解決するわけじゃないんですけど、一旦こども・若者サポートセンターの組織図じゃないですけども、何か前1回もらったような気もせんこともないんですけど、あれ、紙やったんかな、だいぶ前にもらったような気もせんこともないんですけども、今やったら、前はあまり、僕、勉強不足で、へーと思って、今やったら何か分かるかなあと思うからもう一回見せていただきたいなと思ってるんです。というのも、やっぱりよそはいろんな体制ありますよ、そういういろいろ聞いてても、そんな体制もあるんやとか思うんですけども、やっぱりトップがおって、ちゃんといろんな箇所に分かれてるという説明を受けてきて、僕、そういうふうになってるのかなあと、いや、疑っているわけじゃないですけど、一遍見てみたいなと思ったんですよね。それだけお願いしたいのと、組織づくりもそうやね。お医者さんリストをつくっただけですか、今のところ。あと何でしたっけ、何か一番大事なのは、僕、そこやと思ってるんですよ、所長。僕ら、これ、一生懸命議論してて、こう変わっていきましたよというのをやっぱり僕らが一番欲してるというか、何かもう別にけんかしてるわけでもないの、何も変わってませんというのは全く意味ないので、結構時間がたっているの、こう変わっていきますよというのは、何か今、ちょっとお医者さんの件、お医者さんリストで何かぼやけたような気がしたので、もう一回分かりやすく教えていただきたいのと、先ほど聞いてて、僕、あんまりよく分らなかったんですけども、公認心理師の資格取りなさいよと、所長、言ってるんですよね。でも、持ってるか持ってへんかは分からないんですか。何かそんな答えやったような気がするんですよ。取りなさいよと、それ、何で分からないん

ですか。持ってるかどうか、それ、ちょっと何かさっき気になったので。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎でございます。

まず、最後の公認心理師の資格に関してですけれども、若い方は皆持ってます。私のように、もうある程度年齢を超えちゃった者は、もう試験は受けて通ってても、登録してないという方はおられます。もうその資格で仕事をするということもないかなというのが正直なところでして、それ以外にもいろいろあるんですけども、若手は逆にこれから必要なものだと思いますので、取るように奨励してますし、取得をしてますし、中には公認心理師を取った上で、すみません、正式な名称を覚えてないんですけども、その養成のための講師の講座もあるんです。それも受けてる者もいますし、それも、指導者になるための研修ですので、奨励をしているような次第でございます。

資格に関しては以上です。

変わってきたところとしましては、1つは今おっしゃっていただきましたように、リストに関しまして、すぐに提示できるように、あるいはすぐに手に取ってもらえるようにセンターのほうで用意をしたというのが、まず1つでございます。あとは組織の中の1つの課であることは間違いありませんけども、先ほどからおっしゃっていただいていますように、組織の中でより組織化する。私も、こども・若者サポートセンターに来たときには、まずは組織化からが課題だというふうには思っておりました。といいますのも、おっしゃっていただきましたように、ほかにない形の組織、それは切れ目のない支援をつくるためのほかにない組織をつくっていただきましたので、それをしっかり組織化するというのが私の仕事であるというふうに認識をしましたので、先ほど一番最初にご説明させていただきましたところの2つ目にもありましたように、その組織をより明確にしていく。今回は、また母子保健も入ってきましたので、今までは係分けもしてなかったんです。こども・若者サポートセンターの頃は係分けをせずに、ですので、言ってみれば、家庭児童相談室の家庭支援部門と心理士中心のこども・若者支援チームとかあるんですけども、他課であれば、これは2つの係として分けて対応することが多いと思うんですけども、1つの子ども、1人の保護者を対象に両側からアプローチをかける必要がありますので、そこはもう係分けをせずに、課内会議等でも、両方から意見を出してもらおう。当然、直接関わっている者は、ブラインドができて、見えなくなるところがあるのは当たり前という前提で、課内会議ではケース検討を進めさせてもうてます。が、先ほどからおっしゃっていただいていますように、切れ目のない支援を組み立てるために、組織としても母子保健、子育て支援センターを取り込んで、大きくなりました。というところで、ここは係分けをして、今は3つの係として、1つの課として成立しておりますので、この係と係が今まで課で別であって、連携、よく言うんですけども、連携という名前のたらい回しが起きてなかったか。それが1つの課になったら、逆に情報の共有は許されますので、その情報の共有がきちっとされるか。先ほど申し上げましたが、0歳児、0か月児での死亡事案などが葛城市では絶対起きない体制をつくっていかないといけない。まして、母子保健で気づいたグレーゾーンの子どもらが児童福祉にしっかりつな

がっていかねばいけない、その組織づくりをこれからというか、今、進めていってる途中でして、先ほど途中でもご説明させていただきました、まず年齢からずっと上がっていきますので、低年齢の母子保健のところでしっかり全ての子どもに対して対応して、それをコーディネーター会議でしっかりと対応した上で、児童福祉につなげる、母子会議を持つ、母子会議を持ってちゃんと児童福祉、それもある線を引いて、そこまでは母子保健係が対応して、そこから次は児童福祉が対応するというのではなくて、当然支援の必要な人には両側からの支援がかかるように、母子保健係からの支援もかかるし、児童福祉からの支援もかかる、さらに、それが学齢期になったときには、児童福祉部門だけではなくて、教育委員会等とも協力して、学校と協力しながら支援が継続できるような組織をつくってききたいつもりです。が、まだまだ足りないところは当然あったんだというご指摘をたくさんいただいているというふうに認識しておりますので、ここでいただきました意見等をまた踏まえながら、組織をより強化していきたいというふうに考えてる次第です。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 もう所長の話聞いてたら、もうめっちゃできてそんな感じで聞こえんねんけど、だから、改めて、今、僕ら、意見というか、提案に近いものはあると思うんです。だから、それがぼやけて見えへんかったところもあったかもわからないので、もし今の答弁ぐらいの感じやったら、ほっとき放しやったということが、声が届かないというのはないような感じで聞こえるんやけど、出てるのは事実じゃないですか。やっぱりここで、議論に使ってる時間は、できてます、頑張ってますとは言わはるんやけど、そうそれをしっかりと本当の声に反映できるように、ぜひこの時間を大事にしてやっていただきたいなと思ってますので、組織図みたいなのは分かりやすいのがあれば、出していただきたいなと思います。

藤井本委員長 いいですか。

ほかに。

川村委員。

川村委員 ご答弁、いろいろいただきましたけども、ちょっと基本的なことに返ってきて、陳情書の中にあります、いろいろとこの親の会の方たちが指摘している事項、そこについて、今、川崎先生は結構ヒットした部分があります。というのはどういうことかという、連携、次の段階ステップに連携する、つなぐ、ここが、やっぱりつないでいただきたいということの要望が出てます。ここに気づいていただいているということはこの陳情書の中身を精査していただいたんだなあとというふうに思ってるんですけども、特に申し述べる事項の中に、行政の役割というのは、選択肢は公平に、いろんな情報を親に提示する。それが、今、言われてる医療機関の紹介というところにつながったと思いますけれども、やっぱり初期段階で必要な情報を出して、保護者が納得して選択できる。選択するのは保護者ですから、今、言うてる、グレーであっても、様子を見るのではなく、そのときそのときに必要な情報を行政側から出して、行政という立場でやるべき支援の基本はそこにあると思うんです。この子はこうだから、医者でも何でもないんやから、その断定的なことは臨床心理士は言ってはいけない。

臨床心理士さんは検査をするという立場が主ですから、そしたら、そこに様子を見ましょう。でも、心配ならこういうことをしていったらいいですよという、ここなんですよね、この陳情書の中で求めているのは。だから、それは子どもにとって一番大切なのは、今やと。自由記述の中で、その全ての今を行政が刻むべきものやと。私、ここには一番我々のところに響くところなんです。その今がなかったと。そのときに言ってくれたんかと。言ってくれなかったから、今、こんな状態やねんと言って悲鳴上げたはるのがこの陳情書なんです。だから、さっき杉本委員が言われたみたいに、全体的なことが幅広くやってる。忘れたけど、グローバルにやっていただいていることが、今、言ってる、国が言う、全員という部分、一部というところを合体させて、そして支援というものをこれをグローバル化させるということ、そういう文言だけの世界じゃないということなんです。当然、全体のことも考え、そして一部支援の必要な方のことも考えというのは、これを合体させたものであるということは十分理解してるんですけども、やっぱり児童発達支援が一部であるということは、そこもちろん分かってるところです。そしたら、そこをグローバル化するということは、逆に薄めている、さっき、何かうまいこと言い合った、結局グラデーションがかかっているという、そういうのでは、グラデーションがかかっていると見えたら駄目なんです。だから、そのグラデーションがかかってませんかという指摘は、今回すごく私はいい指摘やったと思います。だから、そうではなくて本来の使命というのは、誰一人も取り残さない。そこでしょう、根本的な精神はね。だから、そういう組織をつくるんですという組織ではないんです。形だけじゃないんです。中身がその部分と両方あるということだけを基本に置いておいていただいて、やっぱり言うてるように、専門的な見地から支援をする必要性があるというところはしっかりその支援の体制をつくってほしいということを議員は多分求めているところやと、私自身もそう思ってますので、だから、形ばかりではないんですよ。だから、今までどうして取りこぼしがあったのかというところは、うちが先進的であって、早く国の言う一体化が始まって、40歳までという幅をつくってしまった。これは先進的であったかもしれないけれど、それのひずみがここなんです。だから、今からやろうとしてる国よりうちの先に見えてる部分はここなんだと思います。だから、これをうちが先進的なことによって、こういうことが起こってくるよということを1つの糧として、やっぱりこれは、もっともっと細分化されてやらなあかん部分はやらなあかんのですというふうに進めていただきたいと思ってるんです。ですから、こども家庭センターというのが、これまでのこども・若者サポートセンターによって1つの形ができた。これはもうよそよりも経験値が非常に高いわけですから、いいんですけど、それともう一つだけ、うちだけで、行政だけで専門性をつくろうと逆に励まないでいただきたい、無理ですから。人も足らんし、特に南側の、この奈良県の中で、県もそういう体制整備をしてませんので、まだまだ北に比べると南は児童発達支援センターも少ないですし、それを本当言うと、連携しながら、専門のところにつないでいく、つないでいくということが一番の大事な部分やと思うんですが、そのところを、川崎先生、どのように思われるかということ、もう一回ちょっとお話をいただきたい。

それと、私もこの間、臨床心理士が、一度その本人、支援を求める方の本人を担当したら、

担当を変えられない。もうそれが決まってるんですというふうに、私、個別にちょっと聞かせてもらったら、臨床心理士は変えられないんですよ。これ、変えられないという、その方が合わないんですよと言っても、変えないのか。その担当がたまたま石田先生やったんですけども、石田先生と話なかなかしたくないんですよと言われてて、いや、変えませんという、そこにまた扉が閉じるんですよ。それを、これからそんなふうにしていくのか。セカンドオピニオンといういろんな体制もありながら、その人にそうした相談の機会をどのように与えていくのかということを、それ以後、今日に至るまで多分考えてきていただいたと思いますけれども、そんな場合、これからどうするのか。石田先生との相性が悪いというのは、何があったか分かりませんよ。でも、そういう事例が今までこの中に、陳情書の中にはうんとうたってるだけに、その対策、どうするんですか。こんな、もう本当にピンポイントで、それ、どうするんですかということを、ちょっとお答えいただきたいと思います。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

まずは先ほどから、杉本副委員長のほうからも話が出ましたように、グラデーションの話というのは、我々も気をつけなければいけない。当然、濃い、薄いができるのはよくないことで、全てに対して、全ての市民さんが納得いただける支援を構築していかなければいけないというのは、この委員会を通して、新たと言いますよりも、改めて再認識をしてるところでございます。おっしゃるように、行政だけで全てのことがカバーできるとは私も思っておりません。行政でできないところを助けていただいているのが民間であるという認識は当然持っていて、つなぐべき方をつなげていく必要というのは当然あるというふうに私も考えております。

川村委員がご指摘されました陳情書アンケートにつきましては、私も全て読ませていただいております。その中で、やはり私自身気になるところに関しましては、全てセンター内の相談員、支援員のほうには確認を取っていった次第でございます。ある意味、様子を見ましょうで終わったら駄目なんです、おっしゃるようにね。が、そういうつもりでなかったにしても、そういう伝わり方をしたんだよというのは、当然相談員にも伝えていって、今後の対応は当然改まってくるものというふうに考えております。

2つ目に出てきておりました相談員の変更の件ですけども、こちらにつきましては、こども・若者サポートセンター、こども・若者家庭センターのほうで、交代の要望が出るときというのは確かにあるんです。あるんですが、原則的に変更はしていないというのは事実でございます。といいますのは、やはり相談者から、相談に来られている方から、相談者を変えてほしい、カウンセラーを変えてほしいとご要望いただいた際に、やはり心理支援的な、専門的な観点から、変更ということをしていないというのは理由が幾つかございまして、まず、第一に考えておりますのは、治療的抵抗という、積極的な適切な見極めの対応でございます。やはり、カウンセリングを進めていく過程におきましては、相談者が、一般論としまして、相談者が自らの課題や見たくない内面に向き合う段階などにおいて、カウンセラーに対して不満や拒絶感、いわゆる抵抗や、あるいは陰性転移という言い方もするんですけども、など

の心理的な反応が生じることというのは、これはあることなんです。ですので、課題解決に向けてそれは、やはりそれが起こってくるというのは、逆に言えばその課題を解決するための重要なプロセスの一種、ちょっとこの人、今、話をしにくい、話ができないというふうに反応が出てくるというのは、ある意味、その人が今、直面化、その課題と向き合う一歩手前の段階にある可能性でありまして、この段階で担当者を変えてしまうことはかえって、相談の本質を、解決を遠ざけてしまっていて、相談者ご自身の不利益につながることも懸念しております。ですので、私のほうにも変更してほしいというお話がありましたときには、まずはそれを担当のカウンセラーと直接話してみたらどうですかというところで、返させていただけるような次第です。

以上です。

藤井本委員長 ほかにないですか。ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 川村委員の今の質問で、変えられない。その理由は一旦分かりましたわ。それが反発してるというか、それが第一歩目という考えですかね。嫌なことも言わなあかん場合もあるからね。そりゃそうなんですけど、それでも、そのあとに変えてほしいと言っても、もう絶対変わらないものなんですか。そういう症状が出た、症状というんですか、それは今の一定の意味は分かったんですけども、でも要らんとっても変われないんですかね。今までそういう事例があったんですか。それで、もう嫌やから、こども・若者サポートセンターに行かないとなった人とか、いないんですか。僕、そこ、何かちょっとあんまりよく分からなかったんですけどね。いや、今、言っていた意味は分かったんですよ。そうなったら、解決の一歩として、言わんとすること分からんこともないんですけども、ただ、人と人やねんからね。例えば生理的に受け付けないとかもあるわけじゃないですか。誰とかじゃないですよ、人と人やねんから。それを、その理由一点張りで変えないというのもちょっとどうなんかなと。その後どうなっているんですかね。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 今の杉本副委員長のご質問にお答えいたします。

まずは担当カウンセラーとその話をしてもらおうというところが第一歩でございます。その話をした上で考えるということになるんですけども、必ずこうする、こうでなければいけないということは当然ございません。

まずは、抵抗が出てきた、陰性転移が出てきた段階でそのことをテーマとしてしっかりと向き合う作業を一緒にやっていくということになっていきます。その後、こうしなければいけないというところは、その話次第やというふうに考えております。さらに、センターでの相談でも対応してるんですけども、こども・若者家庭センターは、さらに、身近な場所での相談場所としまして、子どもたちが通う保育所、幼稚園、小学校、中学校のほうでも相談場所を確保しておりますので、そちらのほうで対応してることもございます。

以上です。

藤井本委員長 今、聞いたはんのは、それは筋やというのわかりますやん。でも弊害が出てないのか

と。もうそんなんすんのん嫌やとか、そういう弊害が出てないのかということ聞いたはるわけなんです。人と人やからということになったじゃないですか。人間誰しもあるじゃないですか。その弊害はないのかと。ないのやったら、ないと答えてください。

川崎こども・若者家庭センター所長 そこを外してしまうと、相談に来られる方の不利益になると考えております、変えちゃうと。

藤井本委員長 ごめん、私が口を挟んだから。

杉本副委員長。

杉本副委員長 ちょっと続きはほかの方に任せるとして、その理論であんねんやったら、それをちゃんと説明するだけでよくないんですかと思うんですよ、僕。今の川村委員の説明の中では、決まりなので、変えられないですで終わってるんでしょう。それは、おかしくないかと言ってらんですよ。決まりでどこかに書いてんのかと言ってるんですよ。だから、僕は、前から言ってるみたいに、窓口の言い方1つと、思い1つで違うでしょと言ってるのがそこに表れてるような気がしたんですよ。だって、それがその理論で言ったら、川村委員の知り合いの方は、でも、こういう過程やから変えられへんみたいやけど、もうちょっと頑張るわとなってるはずなのに、今、聞いた話やったら、決まりなんですよ。後づけでその説明があったかどうか知らないですけども、ほんだら、例えば気の弱いといったら言い方悪い、ちょっと気が弱い人やったら、もうあの人に言っても変えられへんし、もうやめとこうとなるんじゃないのと、予想がつくでしょと僕は聞いてるんですよ。僕はそこで、もう来なくなるんでしょうと決めつけてるんじゃなくて、僕やったらこういうふうな説明するのに、いきなりずばっと切ったら、困ってて、精神的に疲れてる人は、いつ行っても決まりであかんと言われたら、もうあそこのセンターに行ってもしやあないやんとならないか、と聞いてます。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者家庭センター所長 こども・若者家庭センターの川崎です。ただいまの杉本副委員長のご質問にお答えいたします。

すみません。なかなか特定のケースというのは話がしにくい側面がありますので、一般論としてお話をさせていただければというふうに思います。私がカウンセラーの交代をしてほしいという話で、申し込まれたときには、今、ここでご説明させていただいた内容というのは説明させていただいてるつもりなんです。が、それがもし届いていないとすれば、やはり私の言葉足らずのところが多々あるのかなというふうに感じております。今、ここで説明させていただいた内容を、私のところにカウンセラーの交代というところでお話に来られたら、私はマネジメントをするのが役割ですので、当然そのマネジメントのために、やはりどこがいけなかったのか、変えてほしいと思うところというのをもう一度話をされたらどうですか。会いたくない、電話でも結構ですよというところでお返しをさせてもらってるんですけども、それが、もし川村委員おっしゃるのが私の対応の方なんでしたら、私の言葉足らずのところであったかというふうに思いますので、またつないでいただければありがたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 言葉足らずではないと思うんですよね。思いが違うというか、やっぱり助けてほしいと思ってはる方に、やっぱりパズルを組み立てるときに、全然違うパーツから組み立ててもパズルは完成しやんのに、いきなりばーんとやってしまったら、そのパズルは完成しいやんでしょうと思うんです。今、おっしゃったことの意味は分かりますよ。それも持っていく方じゃないですか。こういう理由で、今、いい関係にありますよと。こうやって、反発するのがいいことですよと言うてやったらいいのに、ルールで決まっていますねん、変えられませんねんと言われたら、それが川崎所長の言葉足らずとは僕は思わないです。だから、さっき言ってるみたいに、グラデーションで薄いところになってませんかという問題が出てきているだけだと思ってるんですよね。それを、今後しっかりと改善していただいたら僕はいいと思うんです。ただ、今、言ったみたいに、やっぱり人によって差はあるわけじゃないですか。川崎所長はそう言う、でも、ほかの方は違う言い方をする、これをなくしたほうがいいんじゃないですか、そういう組織にしませんかというお話をしているんですよね、僕は。もう僕はもうこれでいいんですけども、そういう組織にしていただけたらなと思います。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 ちょっと頭の中が整理され、本当に杉本委員、言ってほしいことを言っていただき、ありがとうございます。

結局そうなんです。私に電話があって、要するに、変えられないと言われました。変えられないと言われて、とても落ち込んでおられて、私が先生に電話をしました。そしたら、変えられないですと。事情も聞きました。その事情も十分分かるんです。その後ですわ。電話がかかってきた人に、その後に電話して、また、こ若から電話があるかもしれないので、またかかってきたら教えてねと言って返したんです。それから一向に電話がかかってこないんです。ということは、こ若はその方に電話はしてない。その人はそのまんまなんです。そこがほったらかしなんです。要するに、その人は納得せんと電話を切ってはるんです。納得しないで電話を切ってるにもかかわらず、そこで止まってしまうから、この陳情書のようにになってしまうんですよ。だから、その言うてる担当のカウンセラーに相談されたと思います、川崎先生は。そこからの動きはどうなんかなという、ここですやん、杉本委員も今、言ってくれはったのは。それは対応として、決まったら決まっていたということだけでも、その人に寄り添ってサポートしていく体制ではないので、私はそこがやっぱり、こういうことかなと勝手に納得したんですけど、だから、言葉足らずではなく、心が入ってない。言葉の問題じゃない。心が入ってない。そこが、受ける側の気持ちに変わっていくということやと思うんです。だから、臨床心理士さんやねんから、人の気持ちが分かってくれていいでしょうというぐらいに、もし高いレベルで評価されてたら、そういうふうに思ってはるかもしれません。そのぐらいの、言うたら、役職、資格職であるかもしれない。いや、決まりきったこと、できません。そんなん、言うのは簡単ですけど、支援というのはそこで止まったら、その人たちはもういつも、増田議長も言うふうに、前からも言うてはりましたように、もう自分の気持ちを持って行くところがないから来てはるんですよ。そんな方が悲鳴を上げてSOSを出してるから、そんな言葉で、その人はもうそれ以上の言葉が言えないから、そこま

での話をされたと思うけども、その対応が、非常に薄い、希薄であるのではないのかなと。だから、その後はどうするかというと、そこまで面倒見やなんのかと思ってもらったら困るんですよ。そこが大事なんです。私はそう思うんです。だから、1つの行動パターンというの、それは研究、分析されてると思うんですけども、もう根気の要ることです。私もかかってきた電話は、毎日何時になったらかかってきます。でも、根気よく受けます。大丈夫と。大丈夫という言葉によって、その人はずっとするんですよ。だから、私らは専門じゃないから、必要以上なことは言えないから、頑張ろうねと言います、その方へ。誰もほっとかないよと。それが、行政の支援として必ずついていく言葉やと思うんですけど。だから、組織で動いてるというたら、組織は多忙なんですよ、0から40歳まで受けるという。だから、今、我々も分析するところに、あんまりいっぱい受け過ぎてしんどいんじゃないですかと言うてるのはそこなんですよ。だから、もうちょっと専門的なことに区分けしながら、そういった組織をつくっていかれたら、今、言うてる0から40歳、切れ目のない支援、ワンストップとかあまりすばらしいことを掲げ過ぎたのではないのかなと思う。そんなん實際できますか。それによって1個1個が切れ目のないどころか、1個1個が希薄になったら切れていくじゃないですか。そこをもうちょっと組織としてどうあるべきかということは、この体制をつかった市側のお考えもまたあると思いますけども、この体制について、非常にひずんでいる状況を、しっかりと重要な事項として取っていただきたいというふうに思いますので、もう意見だけで結構です、もう十分、討論、委員長、言われましたので。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 関連になって申し訳ないです。ちょっと私の経験を紹介させてもらいたいんですけども、先ほど治療抵抗という言葉が出たんですけども、確かにおっしゃることに対して、いやそうじゃないよと言うて、抵抗というかちょっと意見が違うという態度を取られるんかもしれないけども、やはり訪ねていかれる方は、そもそもやっぱり助けてほしいんですよ。私の事例で言ったら、子どもが病気になったときに、いろんなところ、医療機関に行っても分からなくて、最終大学病院に行って、検査をしてもらったら、助かりません、治らん病気ですよと。助けてほしいのに、訪ねていつてるけど、もう治療法ありませんというたら、信じられないんですよ。そのとき言われたのが、セカンドオピニオンという制度があって、よそに1回、聞かれてもいいですよと言っていろいろ手を尽くしてくださって、行ったんですけど、答えは一緒だった。そこで初めて、やっぱりあの人の言ってることはほんまやったんやな、そこで自分自身も受け入れることができたんですよ。だから、その段階にまだ相談に行かれてる方は途中にあるわけなんです。そこを一方的に治療抵抗やと決めつけてしまうのも、どうかと思うんですよ。やっぱりそこは一旦受け入れて、ちょっとほかの方にも1回聞かれたらどうですか。ほかへ行ってもいいですよと、そういう言い方をしたら、俺の言ってることが信じられへんのか、もう勝手に行ったらいいやんと取ってしまう方もいてるんで、そこはやっぱり言葉1つ、言葉足らずと言うてはったかもしれんけども、寄り添うという気持ちがそういうちょっとした言葉遣いにも表れると思うんですよ。助けてほしいと行かれてる方に対して、どこまで親身になれるかというところの気持ちの問題かなと思うんです。

そのために、私がさっき言ったように、1つの場所だけで対応は難しいので、それこそ外部も含めてですけども、連携を取っていただいて、そこに全部丸投げというんじゃないかと思うんですよ。そこに行ってもらってもいいです。私たちも、そこを手を携えて一緒に対応させてもらいますのでと言ったら、ちょっと心が安らぐんですね。そこから信頼が積み重なっていくものやと思いますので、方法は1つじゃないと思うんですよ。でもあまりにも、組織運営も大事ですけども、しゃくし定規でいかんところが人の気持ちなので、そういったところを考えていかれたらどうかなという気はします。

藤井本委員長 いいですか。

そういうことで、ほかないですか。

それでは、ちょっと私、市長か副市長にご答弁いただきたいと思うんですけども、これ、陳情書が出てきてるというのと、葛城市の方針、いわゆるワンストップ、40歳までというのと、この陳情書は発達に関する事ということで、かみ合うてないわけですよね。そこが問題になってると思うんですけども、冒頭で出てたように、どっちが先やったか忘れたけど、臨床発達心理士というような、以前2名おられたけど、もう今、いてない。専門性というところら辺よりも地域を取るんだ、それを求めているんだという所長の話もあって、こういった部分も踏まえて、私もこども・若者センターができたときから、議会におらせてもらっているけど、その時分から、何かこう、市長部局とちょっと距離があるというていいんか、こども・若者センターというのは。組織図の中の部長がいて、こども・若者センターがここにあるということじゃなくて、何か、市長部局、また、市長、副市長とは距離があるように、私は、そのように以前から、今の市長だけのみならず、そういうふうに見てきた。思ったところもございますし、そうだったであろうかと思います。この辺の部分、ちょっと今の食い違っているわけです。これは市長への責任というの載ってるけども、心理士さんの発達の専門性じゃなくて地域を優先してるという部分とか、ここらはこども・若者センターだけで決めているものなのか、いや、市全体として決めているものなのか、その辺を本当にお答えをいただきたい。もし、お答えできなかつたら今後どうするというようなことで、お話をいただきたいと思うんですけど、いかがですやろ。

阿古市長。

阿古市長 いろいろお話しいただいて、ずっと聞いてたわけなんですけども、こども・若者センターの経緯もずっと実は最初から力を入れている事業ですので、存じ上げてるわけなんです。経緯としては、内閣府事業を入れた辺り、要は40歳までのところまでというふうに、ニートの辺りを入れて、自殺対策を入れた辺りから非常に幅が広がったのかなというのは、あります。それは、1つは財源的な問題が大きかったのかなと考えてます。ということは、補助事業として補助金を取れるような体制を取っていかないと、なかなか3万ちょっとぐらいの人口のところで、これだけのサービスを提供していく、対応していくということは無理だったんだろうと。その中で、補助事業的にもらえるような事業を見つけ出して、それを付け加えながら成長してきたというのが、こども・若者センターなんだろうなという思いが実はあります。ですので、体制的にこの体制を本来の完成形に持っていくのには多分人口規模で言い

ますと、中核都市以上、政令都市以上ぐらいのところまでいかないと、全ての分野について完璧に行けるといえるところまではいかないのかなと。ですので、この規模の中で今の体制を取っているというのは、まずほかの市ではないんやろうなと。おっしゃるように、非常に幅の広いところでの対応を取っているのはないんだろうなと。その意味で、ある種、こども家庭庁からは評価いただいているのは、非常に先進的な体制を取っているんやという評価をいただいていると私は考えております。事業は全体的に考えますと、おおむね大抵の部分は対応はできているんだろうなと思います。ただ、おっしゃっていただいている陳情書の部分については、それにちょっと取り残している部分といたしますか、その部分についてのご意見があるのかなというところがございますので、その部分について、これからどうしていくのかというところやと思っております。それは財源的な実は問題もあるんですけども、人員配置ですとかも含めまして、どの程度までいけるのか、100人おられましたら100人全てをとということなんですけども、なかなかそこまでいけるのかどうかというのは、非常に微妙なところですけども、それは努力をするということは大切やと思っておりますので、どの程度までいけるのかというのはこれからの大きな課題として、対応を考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 市長のほうから、取り残している部分があるという、認めていただく、ご期待する言葉をいただきました。どうしますか。今の言葉に何かあれば、言ってもらってもいいし、もうこれで、次に行くつもりですけども、ないですか。

私は市長の言葉、よかったと思いますよ。

川村委員。

川村委員 ここまで何年もかけて、この体制づくりをされてきたという、体制づくりをしてきたことにも非常に努力とご苦勞をいただいたと思っております。ただ、今、こういう細かいことをちょっと議論を所長ともしましたけども、何が足りないかというところをちゃんと指摘していただいているということは、前進だったのかなと思います。財源等もあって、ここまでの組織づくりをするということは大事なんですけども、改めてやっぱりその組織というものが、実情に合っていないと空論になってしまう。要するに形ばかりになってしまわないようにしてほしいという思いがあります。ですから、体制づくりということと、実際に市民さんにどういうふうに響いていくか、評価するか、効果があるかというところら辺はこれからの課題かなと思いますので、こうやって調査案件になってること自体は、やっぱり市民の声を届けるという私らの役目ですので、この実情を知っていただいたこと、また、これから前進していただくことを希望しておきますけども、今日は石田先生が来られてない。これ、私、残念ですね。いい話になってるのに、何でこんな話になったかという、先生の持論が非常にインパクトがあって、議会が、そういう支援の仕方がここに至ってるわけですよ。それがあまりにもちょっと誇張された部分もあったと思いますので、石田先生には、ぜひ、今、職員としての立場ですので、次回は来ていただいて、今日は川崎先生のお言葉で終わってますけども、委員長、ぜひ今度は石田先生に、またこの考え方、要するに学識経験者としては、非常にいいと思います。ただ、それを全て指導する立場になって、皆さん、住民の方、あまり偉い先

生ですので、ちょっとこう言い切ってしまうようなところがあって、皆さんはもう先生と、こう言われたら何も言えない。何も言えないというのは支援なのかなあというのは、こんな、ぶっちゃけた話、そういうことなんです。だから、お偉い先生はどの位置づけにいるのいいのかというところら辺は、もうちょっと市民の人たちとの相性も含めて、また考えていただければと思いますので、次回はぜひ石田先生にもご同席いただいて、この委員会を進められるように、委員長、よろしくお願いします。

藤井本委員長 閉会中に行う調査案件の委員会においては、石田先生、お忙しい方というのは重々分かっていますので、石田先生に合わせますから、その旨でお伝えをいただきたいと思います。

ほかになれば、この分野、この部分を終わろうと思いますけど、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 (3) こども・若者家庭センターに属する事項については以上といたします。

ここで暫時休憩をします、15分。35分から再開いたします。

休 憩 午後3時18分

再 開 午後3時35分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番、学校給食に関する事項についてを議題といたします。

本件につき理事者より報告をお願いいたします。

栗原課長。

栗原学校教育課長 学校教育課の栗原です。よろしくお願いいたします。

給食センターからは、給食欠食者に対する補助金についてご報告させていただきます。

今年度から、国による給食費の負担軽減が開始され、葛城市においては、小学校、中学校において、学校給食費の無償化を実施しております。小学校については、国からの交付金をいただいておりますが、の中には給食を喫食しないお子さん、例えばアレルギーのために給食を停止して、自分でお弁当をお持ちいただいているお子さんです。こういった方を欠食者というふうに呼ばさせていただきますが、の分が含まれておりますので、保護者間の公平性を確保するため、欠食者に対して、国の基準額を補助金として交付するよう準備を進めております。これに伴いまして、中学校給食の無償化は市が独自に実施させていただいているものですが、小学校と同じように欠食者への補助を実施させていただく予定です。

補助金の額は、国の基準額と同額で一月当たり5,200円を予定しております。手続は該当者から申請をいただきまして、指定口座に振込をさせていただく予定で、年度末に一度申請させていただくことを基本とし、年度中に転出等される場合は随時対応させていただく予定です。予算につきましては、国の正式な要綱が決定されたのが令和8年3月24日でありましたので、当初予算には計上できておりませんが、学期途中で転出される児童・生徒に対して、速やかに対応できるよう、不要となる欠食者分の給食材料費を減額し、同額を本補助金として増額、学校給食管理費の同一目内で減額と増額を行います。増減が増額となるため、予算の款、項に動きがありませんので、補正予算ではなく、予算の組替えという形での対応を予定しております。

なお、見込額は、過去の欠食者の実績から、380万円程度を想定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいまご説明いただきました件につき、何かご質問等ないですか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと確認だけさせてください。学校給食無償化の話はいいとして、それ以前、これまでアレルギー等で自前で弁当を持ってこられている方に対しての給食費の徴収はどういう形でされてたんですか。あるいはしなかったんですか。あるいは一旦納入してもらって同じように返金したのか、その辺の対応だけお願いします。

藤井本委員長 植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 学校給食センターの植田です。よろしくお願いいたします。

以前から、学校給食を欠食されているお子さん、アレルギーでお弁当をお持ちになっているお子さんには給食はもともと給食費は徴収しておりませんでした。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 それって、全量食べられない方やけども、品目によってはこれは食べれる、これは食べれないとって、日によってその日だけアレルギー非対応食を持ってこられてる方がたしかいたかと思うんですが。あるいはパンだけやったか、何かあったかと思うんです。そういう方はどうなってる、何か減額されてるわけですか。

藤井本委員長 植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 給食センターのほうでは、牛乳を停止されてる方とパンを停止されている方につきましては、その分を減額して給食費を徴収させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。

ほかに。

これ、給食費を返却するという、アレルギーの方に返却するとかいうのはよく分かんねんけど、何らかの事情でこの1週間休みますよ、給食はいらないですよとか、あるじゃないですか。入院しましたと。骨折して入院したから給食も要りませんとか、どの部分まで給食費を返却するというんですか、補助金として渡すという、その辺の決まりってどうなっているんでしょう。もう1か月丸々でないと駄目なのか、いや、日別に申請できるのか、今、申し上げているように、骨折して入院なり、自宅待機になってとか、突如として出てくることもあるじゃないですか。そんな場合の対応、いろんなケースが考えられると思うねんけども。

植田補佐。

植田学校給食センター所長補佐 学校給食センターの植田です。よろしくお願いいたします。

もともと学校給食費徴収規則のほうで、事前に停止の連絡をいただいて、月のうち5日を超える、6日以上欠食される場合については、給食費を日額で徴収することとしておりましたので、今回も同じ考え方で、その期間停止される方については、その分を補助金として交付させていただく予定としております。

藤井本委員長 だから、今までどおりと、その考え方は変わらないと。6日以上、今、申し上げたように、例えば10日間ほど入院したという人にはその日数を返すと。ただ、2日、3日ちょっと風邪を引きましてんと、2日、3日の方は、該当しない。これは、今まで6日間という基準をもってやっていたのと変わらないということですね。分かりました。

ほかにはないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば4番、学校給食に関する事項については、以上といたします。

次に、5番、部活動の地域展開に関する事項についてを議題といたします。本件につきまして、理事者より報告を願います。

栗原課長。

栗原学校教育課長 学校教育課の栗原です。よろしくお願いいたします。

部活動の地域展開における令和8年度の活動状況についてご報告させていただきます。奈良県では、令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止するとの方向性が示されており、本市においても、昨年度から、7つの部活動で地域展開の実証事業を行いました。そして本年4月より、全ての部活動において、休日の活動を地域クラブ活動として実施しております。資料を4種類、お配りしております。順番にご説明させていただきますので、ご覧いただきながら、お聞きいただきたいと思います。

まず、資料1をご覧ください。令和8年度学校部活動地域クラブ一覧になります。本市には両中学校合わせて34の学校部活動があり、そのうち76.8%の生徒が加入しております。このうち休日に活動を行っている部活動については全て地域展開を行い、原則として、それぞれの中学校単位で活動を継続しております。地域クラブの数は27となっており、62名の指導者の下、活動を行っています。この62名の内訳ですが、33名が地域人材、29名が兼職、兼業で指導を行う教員です。また、サッカーとバレーボールの種目については、一方の中学校で部員数が不足しているため、合同で実施しております。また、柔道とソフトボールの種目については一方の中学校にしか部活動がありませんが、休日の地域クラブについては両中学校から参加できるよう体制を整えております。相撲とコーラスについては学校部活動にない種目として、令和6年度より新設いたしましたが、現在、相撲については参加者がいないため、活動を実施しておりません。コーラスについては参加者が少数のため、葛城あすなろ合唱団の小学生と合同で活動しております。

続きまして、資料2、令和8年度葛城市地域クラブ活動への参加申し込みについてをご覧ください。こちらは4月当初、保護者へ配付させていただいた案内文書になります。クラブの種類や申込方法、参加費、使用するアプリ等について記載したものになっております。内容についてご覧いただきまして、ここでは裏面の項目4、参加費についてご説明させていただきます。保護者負担額の目安として、国からは月額1,000円から3,000円と示されております。本市では月額1,000円とし、前期6,000円、後期6,000円の2回に分けて集金いたします。ただし、1年生や3年生及び水泳クラブについては活動時期を考慮しまして、前期分を5,000円の集金としております。この参加費の中には、スポーツ安全保険の加入料や中体連

の加盟金、個人登録料なども含まれているため、別途登録費や保険料を徴収することはございません。

では、次に資料3をご覧ください。こちらは広報かつらぎ6月号を抜粋したものになります。6月号の広報では、地域クラブ活動の仕組みや学校部活動との違いについての説明、野球とバドミントンの地域クラブ活動の様子や指導者の声を掲載いたしました。6月には、葛城市総合体育大会が実施され、両中学校の生徒が熱心に活動に取り組む姿が見られました。また、広報を通じまして、地域クラブ活動や指導者などについて相談できる学校パートナー支援窓口、SPSについても、周知を図っております。

こちらのSPS窓口については、資料4のほうをご覧いただきたいと思います。本年4月より、地域クラブに関する相談及び学校生活に関する相談窓口として、学校パートナー支援窓口を開設しております。地域クラブに関しては、活動内容への質問やアプリの使い方など、数件の相談が寄せられましたが、現状大きなトラブルなく、活動を進められております。

最後になりますが、地域クラブの指導者の研修について報告させていただきます。来月から3年生にとって最後となる大会やコンクールが始まります。熱中症も心配される時期ですので、先日、6月7日に熱中症予防とスポーツ外傷の応急処置をテーマとした指導者研修を実施いたしました。また、指導上のコンプライアンスや安全管理、事故対応についての研修もオンデマンド方式で実施いたしております。5月には他県で部活動の移動に関わる重大なバス事故が発生しましたことを受けまして、指導者に対して、大会等で貸切りバスの利用を検討する場合は、事前に教育委員会まで連絡すること、また、指導者の自家用車に生徒を乗せて送迎することを禁止することを改めて通知し、安全管理の徹底を図っております。今後とも安心・安全を第一に、子どもたちの健やかな活動を支援していきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

藤井本委員長 ただいま説明をいただきました件につきまして、確認事項等ございませんでしょうか。
奥本委員。

奥本委員 今年度から休日の部活動を地域展開してるという話なんですけども、この中で、地域指導者がいないクラブというのは、活動がありますよね。陸上と水泳と吹奏楽、サッカーは地域クラブがあるとして、ちょっと例外、今回取り上げませんが、この3つのクラブに関して、地域のほうに指導者がいらっしやらないということは、土日の活動は一切してないという判断で、学校だけの管轄だけということになってるんでしょうかね。

藤井本委員長 栗原課長。

栗原学校教育課長 資料1の右側の地域クラブ活動一覧の中の表のことでよろしいですか。

こちらは、指導者の欄に、地域と教員とは枠が分かれておりまして、地域の指導者がいらっしやらない場合は教員の兼職、兼業ということで、先生が対応しているという実情です。先生によっては熱心にやりたいと言っている方もいらっしやいますので、そういった方が担当していただいているという状況です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ということは、土曜日もやってはるということなんですけども、過去の地域展開の話の中で、

学校施設のプールで、それと、学校の備品である楽器の吹奏楽に関しては、どうしても教室を開放しないといけないのでという話がありましたけども、今現状は教員の先生が兼職、兼業をやってるから大丈夫という理屈ですよね。仮にこれが、兼職、兼業の先生がいらっしゃらなくなった場合、地域の方がだけがこの指導員として登録されるケースになった場合は、場所の提供は引き続きされるのでしょうか。

藤井本委員長 栗原課長。

栗原学校教育課長 現状のところ、担当していただく方がいらっしゃるの、議員のご指摘のとおり、今後もその形が維持できることが理想かなと思うんですが、万が一、そういった状況になってきた場合は、実施場所について検討が必要になってくるかなと考えております。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。特に吹奏楽に関しては、楽器の保管場所が教室なのということ、国においてもどうするかという、なかなか結論が出てなかった話なので、今、当分の間は先生がいらっしゃるからいいと思うんですけども、先のところでどうするかという、そのときになってどうしようかとなっても困りますので、また、何かいい方法を考えてみてください。

以上です。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 さっきご答弁の中で、今、ちょっと問題になっている貸切りバス等の契約、それから個人送迎について、禁止ということでご答弁いただきましたけど、混乱とかしてない状況ですかね。これ、今までは個人送迎とか、あったと思うんですけども、急にあの問題が出てきて、このことについてどうするかという話は、ご相談等ありますか。

藤井本委員長 栗原課長。

栗原学校教育課長 ご質問ありがとうございます。資料2のほうにも記載させていただいております裏面の5番、移動・送迎についてというところにありますように、基本的には現地集合、現地解散ということを基本としておりまして、あらかじめ指導員による送迎というのはしないということを前提に進めさせていただいておりますので、今のところそういったことで相談ということはありません。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 現地集合、現地解散やったら責任はもう個人のことになってきますからね。最近ちょっとそれもありますので、分かりました。それだったら、いや、過去には何か、そのクラブで何台か車を出してとかというふうなことがあったから、現地集合、現地解散がいいですね。そこは個人の責任ということで、承知しました。

藤井本委員長 ほかに。

福本委員。

福本委員 よろしくお願ひいたします。

ちょっと確認ではあるんですけども、資料2の地域クラブへの活動参加申込みはこちら

の二次元コードになるんですけれども、これを見てみたら、開けたら、学校教育課に問合せというふうになってたんです。合っているのかなと思って。すみません、確認をさせていただきたいです。

藤井本委員長 栗原課長。

栗原学校教育課長 すみません、地域クラブの参加申込みは、一旦、今、終了させていただいておりまして、今、見ると、そういう画面につながるという状態になっております。なので、個別に連絡くださいということで、今は対応させていただいております。

藤井本委員長 福本委員。

福本委員 分かりました。ありがとうございます。やってるのかなと思ってしまいましたので、ちょっと見させてもらおうと思ったらそうだったので、確認だけです。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかにないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 単純に、普通の部活動、812人おられるわけで、地域移行になったら、484というのは、何か意外と減ったよなあと思って、いろいろ照らし合わせとったら、思い切り減っている子もおるわけ、これは教員が変わったら要らんとか、いろいろが理由あんなのかなあと思いながら、比較して見てるんですけど、これ何なんでしょうね。部活、何でなんやろなあと思いながら、何か、その辺の感触みたいなんがありますか。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私どものほうも、ちょっと分析はさせてもらいました。これは左側のほうが学校部活動で34クラブ、この中には、例えば新庄中学校の15番から19番のクラブについては、これ、平日しか活動していないので、基本的には休日のクラブというのはいないんです。だから、地域展開もしていないというような現状で、この学校クラブ、左側の新庄中学校と白鳳中学校、そういったいわゆる文化クラブになるんですけど、休日、地域移行をしてないクラブを除きますと、左側の学校クラブの部員数は676名になります。そのうち、676名のうち484名が地域クラブにも所属してるということになって、所属率は大体71%ぐらいが、学校クラブと地域クラブと両方入ってるということになります。

以前からもそうだったんですけど、学校クラブに入りながら、例えば私設の校外のクラブに入るような生徒さん、また、今回、新たにちょっと私ども懸念してるのは、特に新入生、中学校1年生の地域クラブへの加入率が低かったというところが見受けられました。これについては、少しヒアリングも行わせていただくと、地域クラブに入っても、試合にはまだなかなか出れないから、当分の間は平日の部活動でいいかなあとか、また、私は試合に出たくないの、平日だけ活動したいというような子どもさんも実際おられるというところで、今、この数字だけを見ると少なくなってるように見えるのかなというふうに思います。でも、今までからも、学校部活動のときもそうですけれども、平日だけ活動されて、大会等には参加しないという生徒もおられましたので、実際、こうやって地域クラブと部活動とを分けて人数を出すとこのような数字になるんですけれども、大きな違いは1年生の加入率が少し低いというようなところだけ、少し懸念しているところはございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ちゃんと研究してもらってたらいいんだけど、これ、半分以下になっているところとかもあるんですけど、それもその1年生がとかそういう理由なだけなんですかね。どれと言っているのかよく分からないですけども、この半分以下になってるチームとかってあるんですけど、それは1年生が多いからというそういう理由になってくるんですかね。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 例えば新庄中学校のバドミントン、今、言いましたけれども、1年生が四十数名入っていると聞いています。地域クラブにはあまり入らなかったというふうに聞いておるところでございます。

藤井本委員長 ほかにないですか。

ちょっと私のほうから、基本的なことで今さら何を言ってんねんと言われるか分からないんですけど、こうやって具体的に進んできたときに、学校部活動というのは平日じゃないですか。地域クラブというのは土日という、大きな意味での考え方があって、部活動に入っていて、何らかの、先ほども大会とか試合とかなったときに、部活動として試合に行くんじゃない、土日の試合は、野球でもサッカーでもいいんですけど、土日に行くときは地域活動の試合ということになるんですか。私が理解不足か分からないんだけど、普通試合とか土日にするじゃないですか。部活動には入ってるけども、地域クラブに入っていないという子どもさんもおられるじゃないですか。そのときのいわゆる試合があったときに、どういう、出れるのか出れないのかという、そこら辺も詳しく教えてほしいんですけど。

栗原課長。

栗原学校教育課長 ご質問ありがとうございます。部活動は平日に実施で、地域クラブは土日を実施というところで、練習という意味の活動内容では土曜日でも日曜日でも同じようにするんですが、大会は土日に開催されますので、大会に参加する場合は地域クラブとして参加するということにさせていただいてるところです。なので、部活動だけ参加されてる方は、平日の活動のみになるので、大会には参加できないということに……。

藤井本委員長 参加できないということになるわけですか。

栗原学校教育課長 大会に出たい場合は地域クラブに参加していただくというような形になっております。

藤井本委員長 なるほど、分かりました。

ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、5番、部活動の地域展開に関する事項については以上といたします。

職員の入替えを少し行います。

(職員入替え)

藤井本委員長 最後になります。6番、葛城市社会福祉協議会に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告をお願いします。

本件では、令和6年3月定例会におきまして、附帯決議を行いました。葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況の報告について、理事者より報告をいただきます。

なお、前回同様に委員会で説明をいただくのは、主に指定管理の部分とさせていただきますので、委員の皆様にはご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告ということで、福祉総合ステーションの施設利用者数並びに事業収入等について、令和7年度の状況報告を令和6年度との比較に基づいてご報告させていただきたいと思います。

お手元の葛城市社会福祉協議会事業報告の資料をご覧くださいと思います。

こちらに、福祉総合ステーション指定管理事業関係の実績を示しております。それぞれ令和元年度の月別の実績と令和6年度及び令和7年度の月別の実績を示したものとなっております。令和6年度との比較ということで、それぞれの年度の4月分から3月分までの12か月分をご説明させていただきます。各施設利用者数一覧表から12か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値、合計、前年度比をご覧ください。

全体の入館者数でございますが、令和6年度10万8,269人に対して令和7年度は12万4,897人となっております、15.4%の増となっております。

次に、プールの利用者数でございますが、令和6年度3万6,482人に対して令和7年度は3万8,701人となっております、6.1%の増となっております。

次に、お風呂の利用者数でございますが、令和6年度4万3,562人に対して令和7年度は5万1,564人となっております、18.4%の増となっております。

次に、パターゴルフの利用者数でございますが、令和6年度382人に対して令和7年度は324人となっております、15.2%の減となっております。

次に、卓球の利用者数でございますが、令和6年度7,301人に対して、令和7年度は7,572人となっております、3.7%の増となっております。

次に、カラオケの利用者数でございますが、令和6年度317人に対して令和7年度は277人となっております、12.6%の減となっております。

続きまして、各指定管理事業関係収入一覧表から、12か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値、合計、前年度比をご覧ください。各施設利用料収入ということで、これは主にお風呂、プール等の施設利用料となりますが、令和6年度1,541万8,510円に対して、令和7年度は1,774万1,550円となっております、15.1%の増となっております。

次に、各教室利用料収入ということで、これは主に水泳教室の利用料となりますが、令和6年度は1,309万3,370円に対して、令和7年度は1,303万570円となっております、0.5%の減となっております。

次に、食堂収入ですが、令和6年度1,931万1,220円に対して令和7年度2,330万950円となっており、20.7%の増となっております。

次に、その他ということで、これは自動販売機の売上げ等になりますが、令和6年度112万7,483円に対して、令和7年度は126万3,883円となっており、12.1%の増となっております。12か月分の収入合計といたしまして、令和6年度合計4,895万583円に対して令和7年度合計5,533万6,953円となっており、13.0%の増となっております。

次に、福祉総合ステーションの市内、市外の方の利用者数ですが、これはプールと風呂において集計が取れておりますので、ご報告させていただきます。

まず、プールの利用者数ですが、比較ということで、令和6年度につきまして、3万6,482人のうち、市内2万3,770人、市外1万2,712人となっており、割合としましては市内65%、市外35%となっております。令和7年度につきましては、3万8,701人のうち、市内2万4,266人、市外1万4,435人となっており、割合としましては市内63%、市外37%となっております。

続いてお風呂の利用者数ですが、比較ということで、令和6年度につきましては、4万3,562人のうち、市内2万3,128人、市外2万434人となっており、割合としましては市内53%、市外47%となっております。令和7年度につきましては5万1,564人のうち、市内2万5,703人、市外2万5,861人となっており、割合としましては市内50%、市外50%となっております。

説明のほうは以上で終わりとなります。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいまご説明いただきました件につき、質問等、確認等ないでしょうか。

ございませんか。せっかく頑張ってはんねんから。

奥本委員。

奥本委員 社会福祉法人の職員の総合交流も経た上で、非常に事業改善への努力をしていただいて、効果としてやっと上がってる、やっとというか、かなり上がってきてるところを私としても非常にうれしく思います。市外のアピールが功を奏してるんじゃないかな、特にこのプール、お風呂、それから食堂に関しては、サインをつくったりとか、いろんなところに、離れたところに看板とか案内標識も立てられて、非常に何で今までやらなかったんやと思えるぐらいの実績が上がっているんですよ。このまま続けていってほしいのやまやまですけども、そもそもやっぱり市内の方向けにできた施設ですので、市外の方も入っていただくのはいいんですけど、市内の方にもう少し、増えているんですけども、やはりターゲット、メインのターゲットは市内ですので、市内の方の優遇措置というのを、昔は入場料にしても市内、市外って分かれてたと思うんですけど、今、たしかなくなってますよね。だから、市内の方がやっぱり自分たちの税金でも維持されてるということなので、かもきみもそうですけども、やっぱり地元に使ってもらえるというのも、それが優先かなと思いますので、そういったところを、もう一回見直していただきたいなと思います。その辺り、市内、市外の差別化じゃないけど、その辺の優遇措置というのはどう考えていらっしゃるかだけ、お願いします。

藤井本委員長 それは部長とかでしんどいから、市長か副市長、今の質問に対して市内優先の料金体

系ということをおっしゃったと思うねんけど、考え方だけでいいです。

東副市長。

東 副市長 奥本委員のご質問にお答えをしたいと思います。

市内の優遇ということでもきみの湯のほうでも、あそこは葛城市の日とかいろいろ設けられて、無料でお風呂に入れるとかいうのがありますけども、僕はですよ、今、ぱっと思ったのは、ゆうあいも、これはどうなるかと思えますけれども、市内を無料にしますとか言ったらどうなるのかなと思って、一瞬考えたりはしましたけれども、そういった、何ができるのかというのは、これ、考えないとあかん部分だと思います。奥本委員おっしゃるように、市内をもうちょっと入ってもらったらいんじゃないのという部分については、今後研究をさせていただいて、何がどうすれば、もっと広報できるのか、当然広報誌、また、防災無線等々でPRはしていきますけれども、また、考えたいと思います。それと、議員皆さんにはまだ、コマーシャルを一緒にしていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。料金を無料にするとただけじゃなくて、何かインセンティブをつけるとかも、一つ、方法かなと思うんですよ。何かその辺り、市内の方だったらこういうサービス用意してますでもなんでもいいかと思うんです。あまりお金がかからん方法も考えれると思いますので、そういうふうにしたら、もっとやっぱり改善していくのかなと思いますので。これがたしか改善計画の最終年ですね、今年。これが終わって、来年からもう独り立ちせんと駄目なので、自走していいところまでいってもらえるように、ぜひともお願いしますね。

藤井本委員長 今、出たんで、市内の方、50%ちょっとというのもあるじゃないですか。頑張っておられるというよく分かんねやけども、市内の中でも、地域別に、この辺の人がよく使われんとか近い人のほうが使われる率は高いと思えますけど、そういうのは出されていない。出せないんか。

(発言する者あり)

藤井本委員長 取ってないですか。分かりました。

ほかに。

行ったことのないという人も声を聞くので、何らかで知ってもらおうという、さっき副市長が言わはった、それがいいのかとかというのはまた考えていただきたいけども、まず知ってもらおう。私らも行っても、近くの方が多いと思います。食事も、おいしい食事を安くいただけるし。だから、そういう意味合いで、市民の方にもっと知ってもらおうというのがいいかと思えます。

ほかに。ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、6番、最後になります葛城市社会福祉協議会に関する事項については、以上といたします。

以上をもちまして本日の審査事項は全て終了いたしました。

9時半に始めまして、もう16時を過ぎました。慎重にまた熱心にご審議いただきましたことに感謝申し上げて、厚生文教常任委員会を閉じたいと思います。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時12分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 藤井本 浩